

富士宮市の国民健康保険

令和 8 年度版
(令和 7 年度実績)



市民部 保険年金課

目 次

1	富士宮市の概況	1
2	事業のあゆみ	2
3	国民健康保険の事務機構	7
4	保険医療機関状況調	10
5	富士宮市国民健康保険運営協議会	11
6	被保険者数	12
7	世帯・被保険者の年度別加入状況	12
8	年間平均世帯及び被保険者数	13
9	年度別医療費の状況	14
1 0	年度別保険給付状況	14
1 1	療養の給付等諸率	14
1 2	一般被保険者の医療給付状況	15
1 3	国民健康保険税（令和8年度）	23
1 4	短期被保険者証・被保険者資格証明書交付状況	23
1 5	国民健康保険税率及び限度額	24
1 6	国民健康保険税収納状況（現年度分）	24
1 7	国民健康保険税収納状況（滞納繰越分）	25
1 8	国民健康保険税年度別課税状況（当初）	26
1 9	国保財政年度別収支決算状況	29
2 0	特定健診・特定保健指導事業	31
2 1	国民健康保険事業状況報告書（令和7年度事業年報）	32



健康都市宣言

〔 平成5年9月20日宣言
富 士 宮 市 〕

私たちは、自然に恵まれたこの富士山のふもとで、生涯にわたって心身共に健康で活力に満ちた生活を享受できるよう、ここに「健康都市」を宣言し、次のことを実践する。

- 1 私たちは、進んで健康診断を受け、病気の予防、早期発見及び早期回復に努めます。
- 1 私たちは、一市民 1スポーツを合言葉に、運動に親しみ、丈夫な体をつくります。
- 1 私たちは、健康的な生活習慣を身に付け、心豊かな明るい家庭を築きます。
- 1 私たちは、みんなの保健施設を大切にして、健康なまちづくりに努めます。

1 富士宮市の概況

市 紋 章



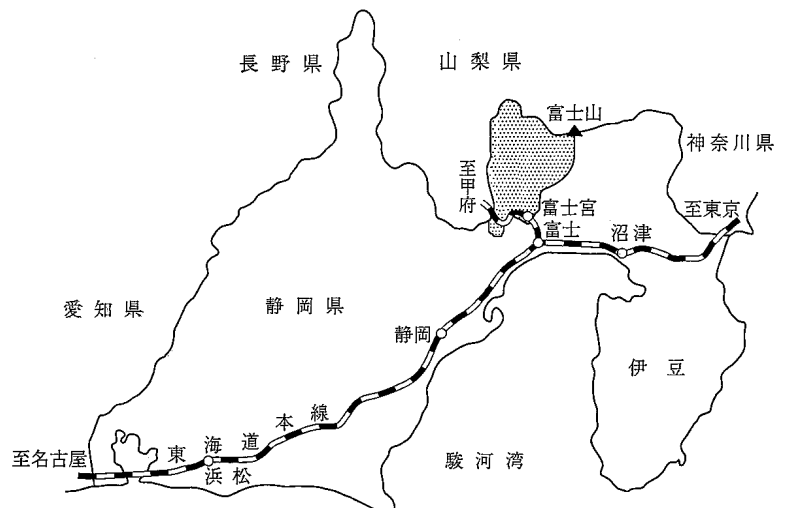
富士宮市（旧大宮町）は、富士山を御神体とする浅間神社の門前町として発展したまちです。昭和17年6月1日、市制を施行しました。

市紋章は、大宮町が昭和9年4月1日町章に制定したものを、昭和17年12月23日に市紋章として富士宮市が制定しました。

中央は「宮」の文字、周囲は富士山と桜花を象徴しています。

位置と面積

北緯	35度13分20秒
東経	138度37分17秒
東西	20.92km
南北	32.63km
面積	389.08km ²



沿 革

- 昭和17年6月1日
市制施行
- 昭和30年4月1日
富士根村と合併
- 昭和33年4月1日
上野村、北山村、上井出村、
白糸村と合併
- 平成22年3月23日
芝川町と合併



2 事業のあゆみ

年月日	項 目
S33. 4. 1	・国民健康保険法（新法）の施行により、昭和35年度からの事業実施にむけて、福祉事務所にて実施準備事務を開始する。
S35. 12. 1	・国民健康保険条例、国民健康保険税条例を施行する。
S36. 1. 1	・富士宮市国民健康保険給付規則を施行する。 ・富士宮市国民健康保険運営協議会規則を施行する。
S36. 2. 1	・事業開始（世帯数8,969世帯、被保険者数39,346人、5割給付、給付期間3年、保険税課税限度額50,000円）
S36. 4. 1	・保険税の納期を年10回に定める。 ・機構改革に伴い、保険課（給付係、保険税係、国民年金係・職員数25名）を設置する。
S37. 4. 1	・助産費を1,500円に引き上げる。
S38. 4. 1	・世帯主7割給付の実施、助産費を2,000円に引き上げ、育児手当金1件1,200円を支給する。
S39. 4. 1	・機構改革に伴い、保険課を給付係のみとする。
S42. 4. 1	・機構改革に伴い、保険年金課（保険給付係、国民年金係）に改称 ・助産費を3,000円、葬祭費を3,000円に引き上げ、世帯員の7割給付を実施する。
S46. 4. 1	・保険税課税限度額を80,000円に、助産費を10,000円に引き上げる。
S47. 4. 1	・一部外国人（朝鮮・韓国・中国）の国保適用開始する。
S48. 4. 1	・保険税の納期を年10回から6回に改める。
S49. 4. 1	・助産費を20,000円、葬祭費を6,000円、保険税課税限度額を120,000円に引き上げる。
S51. 4. 1	・助産費を40,000円、葬祭費を10,000円、保険税課税限度額を150,000円に引き上げる。
S52. 4. 1	・助産費を60,000円（10月から）に引き上げ、育児手当金を廃止し、保険税課税限度額を170,000円に引き上げる。
S53. 4. 1	・保険税課税限度額を190,000円に引き上げる。
S54. 4. 1	・保険税課税限度額を220,000円に引き上げる。
S55. 4. 1	・助産費を80,000円、保険税課税限度額を240,000円に引き上げる。
S56. 4. 1	・医療費通知事業、無受診等国保優良世帯に対する表彰を開始する。 ・葬祭費を20,000円、保険税課税限度額を260,000円に引き上げる。
S57. 4. 1	・助産費を100,000円、保険税課税限度額を270,000円に引き上げる。
S58. 2. 1	・老人保健法施行
S58. 4. 1	・保険税の納期を年6回から9回に改める。
S59. 4. 1	・外国人の国保適用（外国人登録原票に登録されている者）を開始する。 ・退職者医療制度の創設
S60. 4. 1	・保険税課税限度額を320,000円に引き上げる。
S61. 4. 1	・保険税課税限度額を350,000円に引き上げる。
S62. 4. 1	・保険税課税限度額を370,000円に引き上げる。
S62. 9. 30	・被保険者とする外国人の制限を削除、悪質滞納者への罰則を強化する。

年月日	項 目
H1. 4. 1	・ 助産費を130,000円、葬祭費を30,000円に引き上げる。
H1. 6. 29	・ 富士宮市国民健康保険給付等支払準備基金条例を一部改正する。
H4. 4. 1	・ 助産費を240,000円、葬祭費を50,000円、保険税課税限度額を420,000円に引き上げる。
H5. 4. 1	・ 人間ドック助成事業を開始する。
H6. 10. 1	・ 助産費から出産育児一時金（300,000円）に改正する。 ・ 入院時食事療養費の創設
H7. 4. 1	・ 社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例を創設する。
H8. 4. 1	・ 保険税課税限度額を480,000円に引き上げる。
H9. 4. 1	・ 脳ドック助成事業を開始する。
H9. 9. 1	・ 薬剤の一部負担の創設
H10. 4. 1	・ 保険税課税限度額を500,000円に引き上げる。
H12. 4. 1	・ 介護保険法施行に伴い、介護給付金分の賦課（課税限度額70,000円）を開始する。
H13. 4. 1	・ 保険税賦課方式を旧ただし書き方式に変更する。 ・ 保険税課税限度額を530,000円に引き上げる。
H14. 4. 1	・ 医療費の支払いが4～3ベースから3～2ベースに改定される。
H14. 10. 1	・ 国民健康保険法の改正により、3歳未満の給付割合が7割から8割に変更される。 ・ 老人保健法の改正により、老人保健の適用年令が段階的に70歳から75歳に引き上げられる。
H15. 4. 1	・ 賦課業務を市民税課から保険年金課へ所管替える。 ・ 退職者医療制度の自己負担割合が3割に改定される。
H18. 4. 1	・ 機構改革に伴い、国民健康保険係、老人保健係、国民年金係の3係体制となる。 ・ 介護給付金分保険税課税限度額を70,000円から80,000円に引き上げる。
H18. 10. 1	・ 出産育児一時金を350,000円に引き上げる。
H20. 3	・ 富士宮市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定する。
H20. 4. 1	・ 機構改革に伴い保険給付係、資格賦課係、後期高齢者保険係、国民年金係の4係体制となる。
H20. 4. 1	・ 退職者医療制度の適用年齢が65歳未満に変更となり、65歳から74歳までについて前期高齢者医療制度が発足する。 ・ 後期高齢者医療制度の創設に伴い、75歳に到達する者が後期高齢者医療保険へ移行される。 ・ 保険税の課税額は基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分に改正され、課税限度額を基礎課税分410,000円、後期高齢者支援金等課税分120,000円、介護納付金分80,000円に改正する。 ・ 特定健診、特定保健指導が開始される。 ・ 健康保険法等の一部を改正する法律により、義務教育就学前までの給付割合が7割から8割に拡大される。
H21. 1. 1	・ 出産育児一時金を380,000円に引き上げる。
H21. 4. 1	・ 基礎課税分課税限度額を410,000円から470,000円、介護納付金分課税限度額を80,000円から90,000円に引き上げる。
H21. 10. 1	・ 出産育児一時金の直接支払制度の開始、出産育児一時金を420,000円に引き上げる。

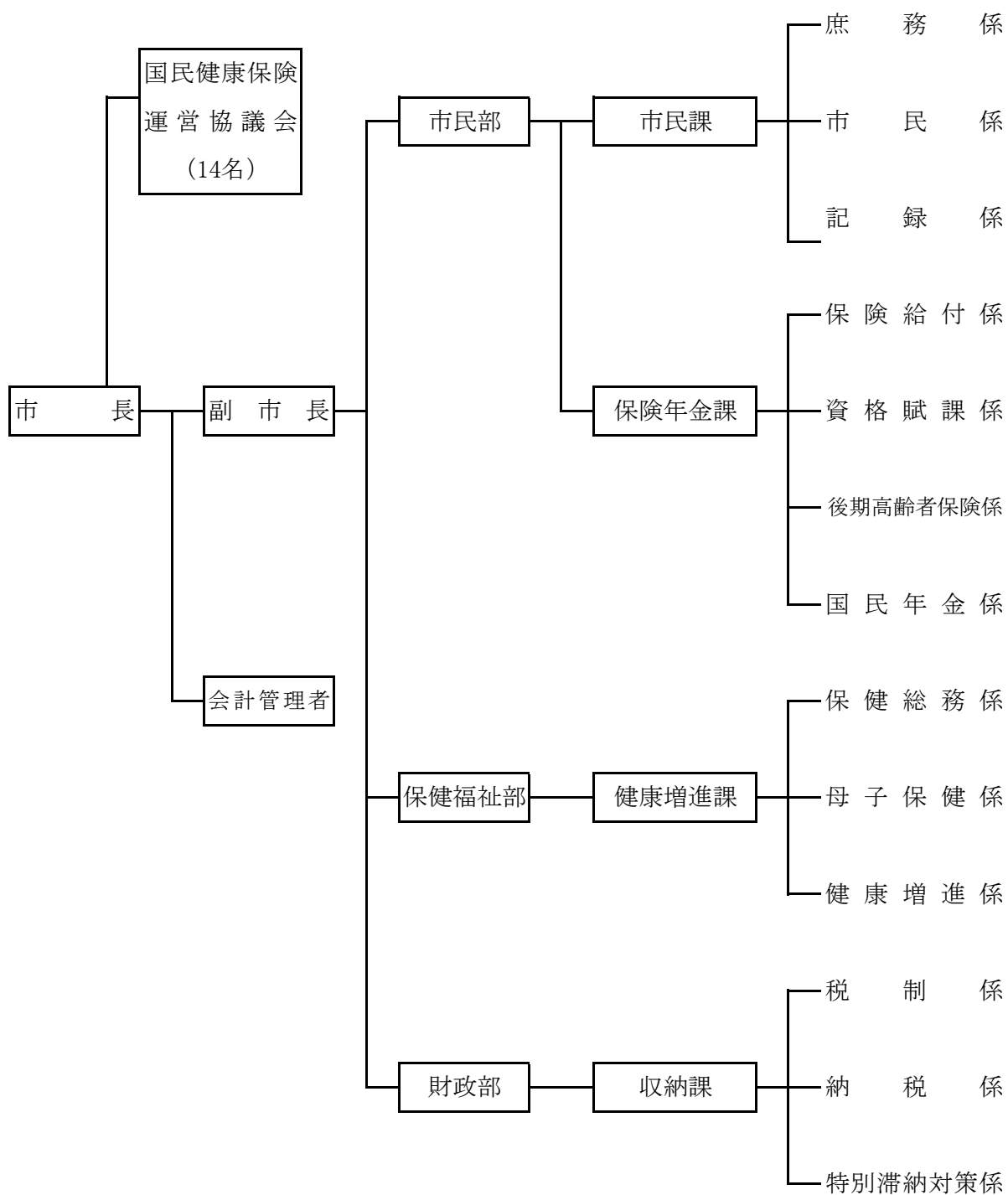
年月日	項 目
H22. 3. 23	・ 芝川町と合併
H22. 4. 1	・ 非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度を開始
H23. 4. 1	・ 基礎課税分課税限度額を470,000円から500,000円、後期高齢者支援金分課税限度額を120,000円から130,000円、介護納付金分課税限度額を90,000円から100,000円に引き上げる。 ・ 軽減については6割軽減が7割軽減、4割軽減が5割軽減に移行し、2割軽減が新設される。
H24. 4. 1	・ 基礎課税分課税限度額を500,000円から510,000円、後期高齢者支援金分課税限度額を130,000円から140,000円、介護納付金分課税限度額を100,000円から120,000円に引き上げる。
H25. 3	・ 富士宮市国民健康保険第二期特定健康診査等実施計画を策定する。
H26. 4. 1	・ 70歳代前半の被保険者等に係わる一部負担金等の軽減特例措置実施要項の一部改正により、昭和19年4月2日以降に生まれた前期高齢者（現役並み所得者を除く）の一部負担金等の割合が1割から2割に変更される。 ・ 保険税軽減の拡充として5割軽減と2割軽減の軽減判定所得が引き上げられる。 ● 5割軽減 $33万円 + 24.5万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者})$ ● 2割軽減 $33万円 + 4.5万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者})$
H27. 1. 1	・ 高額療養費の自己負担限度額の所得区分が、3段階から5段階へと細分化される。 ・ 富士宮市・富士市の共同電算化事業により、国保システム(ミサリオ)を全面的に入替
H27. 4. 1	・ 保険税軽減の拡充として5割軽減と2割軽減の軽減判定所得が引き上げられる。 ● 5割軽減 $33万円 + 2.6万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者})$ ● 2割軽減 $33万円 + 4.7万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者})$ ・ 退職者医療制度の終了に伴う新規適用の廃止
H28. 3	・ 富士宮市国民健康保険保健事業実施計画策定(データヘルス計画)
H28. 4. 1	・ 保険税の税率・課税限度額を基礎課税分の所得割額を4.9%から5.2%、資産割額を35.9%から28.5%、均等割額を19,800円から21,400円、平等割額を20,000円から21,400円、課税限度額を510,000円から520,000円、後期高齢者支援金分の所得割額を1.2%から1.7%、資産割額を9.1%から9.0%、均等割額を5,000円から7,000円、平等割額を5,000円から7,000円、課税限度額を140,000円から170,000円、介護納付金分の所得割額を1.4%から1.5%、資産割額を5.0%から廃止、均等割額を8,000円から8,300円、課税限度額を120,000円から160,000円に改正 ・ 保険税軽減の拡充として5割軽減と2割軽減の軽減判定所得が引き上げられる。 ● 5割軽減 $33万円 + 2.5万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者})$ ● 2割軽減 $33万円 + 4.8万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者})$
H29. 4. 1	・ 保険税の税率・課税限度額のうち基礎分の所得割額を5.2%から5.7%、資産割額を28.5%から25.0%、均等割額を21,400円から23,000円、平等割額を21,400円から22,000円、課税限度額を520,000円から540,000円、後期高齢者支援金分の所得割額を1.7%から2.35%、資産割額を9.0%から廃止、均等割額を7,000円から8,000円、平等割額を7,000円から7,500円、課税限度額を170,000円から190,000円に改正 ・ 保険税軽減の拡充として5割軽減と2割軽減の軽減判定所得が引き上げられる。 ● 5割軽減 $33万円 + 2.7万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者})$ ● 2割軽減 $33万円 + 4.9万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者})$

年月日	項 目
H29. 8. 1	・高額療養費の自己負担限度額のうち、70歳以上の現役並み所得者と一般の区分で外来分が引き上げられる。
H30. 3	・富士宮市国民健康保険第2期保健事業計画(データヘルス計画)及び第3期特定健康診査等実施計画策定
H30. 4. 1	・国保制度改革により静岡県も保険者となり、国民健康保険県域化が始まる。 ・保険税軽減の拡充として5割軽減と2割軽減の軽減判定所得が引き上げられる。 ●5割軽減 33万円 + <u>27.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) ●2割軽減 33万円 + <u>5.0万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)
H31. 4. 1	・基礎分課税限度額を540,000円から580,000円に改正 ・保険税軽減の拡充として5割軽減と2割軽減の軽減判定所得が引き上げられる。 ●5割軽減 33万円 + <u>28万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) ●2割軽減 33万円 + <u>5.1万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)
R2. 4. 1	・保険税の税率・課税限度額のうち基礎分の所得割額を5.7%から6.4%、資産割額を25.0%から12.5%、均等割額を23,000円から25,000円、課税限度額を580,000円から610,000円、介護納付金分の所得割額を1.5%から2%、均等割額を8,300円から10,000円に改正
R2. 5. 1	・新型コロナウイルス感染症関連の傷病手当金運用開始(令和2年1月1日に遡及適用)
R3. 4. 1	・保険税の課税限度額のうち基礎分の課税限度額を610,000円から630,000円、介護納付金分の課税限度額を160,000円から170,000円に改正 ・税法改正に伴い、軽減判定所得の計算方法が変更される。 ●7割軽減 43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} ●5割軽減 43万円 + {28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数の合算数)} + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} ●2割軽減 43万円 + {52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数の合算数)} + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}
R4. 4. 1	・保険税の税率のうち基礎分の資産割額12.5%を廃止 ・未就学児の保険税について均等割額を半額とする。
R5. 4. 1	・保険税の課税限度額のうち基礎分の課税限度額を630,000円から650,000円、後期高齢者支援分の課税限度額を190,000円から200,000円に改正 ・保険税軽減の拡充として5割軽減と2割軽減の軽減判定所得が引き上げられる。 ●5割軽減 43万円 + {<u>29万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数の合算数)} + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} ●2割軽減 43万円 + {<u>53.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数の合算数)} + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} ・出産育児一時金を500,000円に引き上げる。
R5. 5	・新型コロナウイルス感染症関連の傷病手当金運用終了
R6. 1. 1	・出産する被保険者の保険税について所得割額と均等割額を産前産後期間4ヶ月間(多胎妊娠の場合は6ヶ月間)減額する。

年月日	項 目
R6. 3	・ 富士宮市国民健康保険第3期保健事業計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画策定
R6. 4. 1	・ 保険税の課税限度額のうち後期高齢者支援分の課税限度額を200,000円から220,000円に改正 ・ 保険税軽減の拡充として5割軽減と2割軽減の軽減判定所得が引き上げられる。 ● 5割軽減 $43万円 + \{29.5万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数の合算数})\} + \{10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}$ ● 2割軽減 $43万円 + \{54.5万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数の合算数})\} + \{10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}$
R6. 12. 2	・ 「保険証」の新規発行廃止、「資格情報のお知らせ」「資格確認書」発行開始
R7. 4. 1	・ 保険税の税率・課税限度額のうち基礎分の所得割額を6.4%から6.65%、均等割額を25,000円から27,000円、平等割額を22,000円から21,000円、後期高齢者支援金分の所得割額を2.35%から2.55%、均等割額を8,000円から10,000円、課税限度額を220,000円から240,000円、介護納付金分の所得割額を2.0%から2.2%、均等割額を10,000円から15,000円に改正、平等割を廃止 ・ 保険税軽減の拡充として5割軽減と2割軽減の軽減判定所得が引き上げられる。 ● 5割軽減 $43万円 + \{30.5万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数の合算数})\} + \{10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}$ ● 2割軽減 $43万円 + \{56万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数の合算数})\} + \{10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}$
R8. 4. 1	・ 子ども・子育て支援法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金分の保険税の税率・課税限度額は、所得割額を0.28%、均等割額を1,800円、18歳以上被保険者均等割額を100円、課税限度額は、30,000円とする。 ・ 保険税の課税限度額のうち基礎分の課税限度額を650,000円から660,000円、後期高齢者支援分の課税限度額を240,000円から260,000円に改正 ・ 保険税軽減の拡充として5割軽減と2割軽減の軽減判定所得が引き上げられる。 ● 5割軽減 $43万円 + \{31万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数の合算数})\} + \{10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}$ ● 2割軽減 $43万円 + \{57万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数の合算数})\} + \{10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}$
R8. 8. 1	・ 高額療養費について、自己負担限度額と70歳以上の外来特例の引上げ及び年間上限が新設される。

3 国民健康保険の事務機構

令和8年4月1日現在



事務分掌（市民課・保険年金課）

令和8年4月1日現在

部名	課名	係名	職員数	事 務 分 掌
市 民 部	市 民 課	課 長	1	
		庶 務 係	3	(1) 住民実態調査に関すること。 (2) 町名整備事業に関すること。 (3) 住居表示に関すること。 (4) 自衛官の募集に関すること。 (5) 住民基本台帳の閲覧に関すること。 (6) 破産者に関すること。 (7) 既決犯罪人名簿の整備及び保管並びに身分照会に関すること。 (8) 課内他の係に属さないこと。
		市 民 係	7	(1) 戸籍に係る各種証明等の作成及び交付に関すること。 (2) 住民基本台帳に係る各種証明等の作成及び交付に関すること。 (3) 印鑑の登録及び証明に関すること。 (4) 自動車臨時運行許可に関すること。 (5) 諸証明の作成及び交付に関すること。 (6) 旅券に関すること。 (7) 個人番号カードの交付に関すること。
		記 録 係	9	(1) 戸籍届出書及び住民異動届出書の受付に関すること。 (2) 戸籍及びその附票の編製及び整備に関すること。 (3) 住民基本台帳の作成及び整備に関すること。 (4) 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく他市町村間等の事務連絡に関すること。 (5) 住民基本台帳に係る異動届出に伴う国民健康保険及び国民年金の異動届出の受付に関すること。 (6) 外国人の住居地の届出及び特別永住者証明書の交付等に関すること。 (7) 成年被後見人及び被保佐人に関すること。 (8) 相続税法第58条の通知に関すること。 (9) 人口動態調査令及び人口統計に関すること。 (10) 死体（胎）埋火葬許可証並びに富士宮聖苑及び霊きゅう自動車の使用許可証の交付に関すること。 (11) 個人番号の付番に関すること。
		計	20	
	保 険 年 金 課	課 長	1	
		保 険 給 付 係	7	(1) 国民健康保険事業の企画、運営、普及及び統計に関すること。 (2) 国民健康保険運営協議会の運営に関すること。 (3) 国民健康保険補助金交付金の申請に関すること。 (4) 国民健康保険の給付に関すること。 (5) 課内他の係に属さないこと。
		資 賦 格 課 係	4	(1) 国民健康保険の資格の管理に関すること。 (2) 国民健康保険税の賦課に関すること。
		後 期 高 齢 者 保 険 係	5	(1) 後期高齢者医療制度に関すること。 (2) 静岡県後期高齢者医療広域連合に関すること。 (3) 旧老人保健の運営及び統計に関すること。
		国 民 年 金 係	3	(1) 国民年金事務費に関すること。 (2) 国民年金の普及広報及び相談に関すること。 (3) 国民年金の資格得喪、保険料の免除及び猶予、受給の申請等に関すること。 (4) 特別障害給付金に関すること。
		課 付	1	静岡県後期高齢者医療広域連合派遣
		計	21	

事務分掌(収納課・健康増進課)

令和8年4月1日現在

部名	課名	係名	職員数	事 務 分 掌
財 政 部	収 納 課	課 長	1	
		税 制 係	5	(1) 市税の予算、決算及び調定に関する事。 (2) 税務概要等諸統計資料の取りまとめに関する事。 (3) 県民税の送納に関する事。 (4) 固定資産評価審査委員会に関する事。 (5) 納税思想の啓発に関する事。 (6) 納税貯蓄組合に関する事。 (7) 市税の消し込み集計に関する事。 (8) 市税及び県民税徴収金の過誤納金還付及び充当に関する事。 (9) 市税等に係る各種証明書等の交付に関する事。 (10) 課内他の係に属さない事。
		納 税 係	11	(1) 市税の徴収整理に関する事。 (2) 市税の督促及び滞納処分に関する事。 (3) 市税徴収の企画に関する事。 (4) 納税相談に関する事。 (5) 徴収嘱託及び受託徴収に関する事。 (6) 繰上徴収に関する事。 (7) 徴収猶予に関する事。 (8) 徴収金の交付要求に関する事。
		特別滞納 対策係	4	(1) 高額滞納者等に係る市税等の徴収及び滞納処分に関する事。
		課付	1	静岡地方税滞納整理機構派遣
		計	21	

部名	課名	係名	職員数	事 務 分 掌
保 健 福 祉 部	健 康 増 進 課	課 長	1	
		保 健 総 務 係	2	(1) 保健センターの維持及び管理に関する事。 (2) 消防計画及び防災対策関係に関する事。 (3) 課内の経理に関する事。 (4) 課内他の係に属さない事。
		母 子 保 健 係	18	(1) 予防接種に関する事。 (2) 乳幼児健康診査に関する事。 (3) 妊婦健康診査に関する事。 (4) 健康教育及び健康相談事業に関する事。 (5) 不妊及び不育症の治療に関する事。 (6) 食育事業に関する事。 (7) その他母子保健・子育て支援事業に関する事。
		健 康 増 進 係	17	(1) 健康づくりに関する事。 (2) 健康診査に関する事。 (3) 健康づくり組織の育成に関する事。 (4) 歯科保健に関する事。 (5) 介護予防に関する事。
		計	38	

4 保険医療機関状況調

			令和 7 年 4 月 1 日現在	令和 8 年 4 月 1 日現在
医 療 施 設 数			156	154
同 上 内 訳	病院（病床数20床以上）		5	5
	同 上 内 訳	一 般 病 院	3	3
		精 神 病 院	2	2
		その他の病院	0	0
	一 般 診 療 所		94	91
	歯 科 診 療 所		55	55
	助 産 所		2	3

5 富士宮市国民健康保険運営協議会

1 委員構成

被保険者を代表する委員	4人
保険医または保険薬剤師を代表する委員	4人
公益を代表する委員	4人
被用者保険等保険者を代表する委員	2人

2 委員名簿

任期：令和7年8月1日～令和10年7月31日

選出 区分	議席 番号	氏 名	新再 区分	備 考
被 保 険 者 代 表	1	植 松 正 樹	再	
	2	赤 池 恵 美 子	再	
	3	小 林 秀 実	再	
	4	大 橋 理 恵 子	再	
保 険 医 又 は 保 険 薬 剤 師 代 表	5	指 出 一 彦	再	(一社)富士宮市医師会
	6	谷 口 和 夫	再	(一社)富士宮市医師会
	7	高 木 淳	新	(一社)富士宮市歯科医師会
	8	寺 田 昌 嗣	新	(一社)富士宮市薬剤師会
公 益 代 表	9	佐 野 高 資	新	富士宮商店街連盟
	10	佐 野 晋	再	富士宮市民生委員児童委員協議会
	11	佐 野 和 希	新	富士伊豆農業協同組合富士宮地区本部
	12	舘 林 美 里	再	富士宮市地域女性連絡会
被 用 者 保 険 等 保 険 者 代 表	13	與 五 沢 圭	再	製紙工業健康保険組合
	14	原 田 幸 男	再	静岡県東部機械工業健康保険組合

3 開催状況（令和7年度実績）

開催年月日	審 議 事 項 ・ そ の 他
令 和 7 年 8 月 6 日	令和6年度国民健康保険事業特別会計決算（案）について【報告】 富士宮市国民健康保険第3期保健事業計画(データヘルス計画)等について【報告】
令和7年12月15日	令和8年度富士宮市国民健康保険税の税率改正について【諮問】 【答申】令和7年12月22日
令和8年2月25日	令和8年度富士宮市国民健康保険事業計画（案）について【報告】 令和8年度保健事業（データヘルス計画）について【報告】

6 被保険者数

年	月	被保険者数 人	世帯数 世帯
7	3	24,420	16,660
7	4	24,519	16,767
7	5	24,508	16,774
7	6	24,528	16,794
7	7	24,327	16,695
7	8	24,233	16,631
7	9	24,199	16,639
7	10	24,077	16,537
7	11	23,983	16,497
7	12	23,890	16,424
8	1	23,799	16,381
8	2	23,709	16,348
8	3	23,551	16,270
4月～3月	計	289,323	198,757
	平均	24,110	16,563
3月～2月	計	290,192	199,147
	平均	24,183	16,596

7 世帯・被保険者の年度別加入状況

年月日現在	市 総 数		国保加入者		加 入 率	
	世 帯	人 口	世 帯	被保険者	世 帯	被保険者
	世帯	人	世帯	人	%	%
R3. 4. 1	57,466	130,811	18,393	28,895	32.01	22.09
R4. 4. 1	57,676	129,654	17,968	27,947	31.15	21.56
R5. 4. 1	58,410	128,706	17,505	26,405	29.97	20.52
R6. 4. 1	58,793	127,558	17,066	25,427	29.03	19.93
R7. 4. 1	59,459	126,348	16,660	24,420	28.02	19.33
R8. 4. 1	59,917	125,124	16,270	23,551	27.15	18.82

8 年間平均世帯及び被保険者数

年度	国保世帯 世帯	被 保 険 者 数 人
3	18,332	28,571
4	18,280	27,429
5	17,421	26,052
6	16,917	24,990
7	16,563	24,110

※4月～3月の12ヶ月の平均

9 年度別医療費の状況

年度	療養給付費			療養費			合計		1人あたり	
	件数	費用額（円）	1人あたり 費用額（円）	件数	費用額（円）	1人あたり 費用額（円）	件数	費用額（円）	件数	費用額（円）
3	455,902	10,702,800,000	373,558	8,304	73,675,326	2,571	464,206	10,776,475,326	16	376,129
4	444,680	10,389,269,219	376,996	8,159	70,518,419	2,559	452,839	10,459,787,638	16	379,555
5	427,405	10,231,615,466	391,506	7,963	72,110,284	2,759	435,368	10,303,725,750	17	394,265
6	411,255	9,926,462,318	395,887	7,853	66,863,869	2,667	419,108	9,993,326,187	17	398,553
7	389,992	9,674,635,588	400,059	7,328	66,111,586	2,734	397,320	9,740,747,174	16	402,793

１０ 年度別保険給付状況

年度	療養給付費			療養費			高額療養費 高額介護合算療養費		合計		1人あたり	
	件数	給付額（円）	1人あたり 給付額(円)	件数	給付額(円)	1人あたり 給付額(円)	件数	給付額（円）	件数	給付額（円）	件数	給付額(円)
3	455,902	7,860,355,100	274,348	8,304	53,922,046	1,882	18,708	1,191,430,527	482,914	9,105,707,673	17	317,815
4	444,680	7,645,904,247	277,448	8,159	51,627,148	1,873	18,744	1,136,969,853	471,583	8,834,501,248	17	320,578
5	427,405	7,527,547,735	288,037	7,963	52,954,744	2,026	18,049	1,160,115,373	453,417	8,740,617,852	17	334,454
6	411,255	7,287,219,354	290,629	7,853	48,944,038	1,952	17,584	1,147,552,911	436,692	8,483,716,303	17	338,347
7	389,992	7,092,643,738	293,290	7,328	48,290,369	1,997	16,987	1,137,241,173	414,307	8,278,175,280	17	342,314

※各年度3月診療分から翌年2月診療分の数値。

※1人あたり費用額は、各年度3月から翌年2月の年間平均被保険者数で費用額を除いた数値。

3年度 28,651人
4年度 27,558人
5年度 26,134人
6年度 25,074人
7年度 24,183人

年度	出産育児手当金		葬祭費		傷病手当金	
	件数	給付額（円）	件数	給付額(円)	件数	給付額(円)
3	76	31,920,000	205	10,250,000	3	135,069
4	48	20,160,000	229	11,450,000	52	1,663,364
5	56	27,760,000	213	10,650,000	10	239,921
6	53	26,500,000	184	9,200,000	0	0
7	41	20,500,000	159	7,950,000	0	0

１１ 療養の給付等諸率

	年間平均被保険者数	件数	日数 (枚数・食数)	費用額	受診率	1件当り	1件当り費用額	1人当り	1人当り費用額
入院	24,183	5,525	97,018	3,467,257,447	22.85	17.56	627,558	35,738	143,376
入院外	24,183	212,345	301,635	3,943,558,084	878.08	1.42	18,571	13,074	163,071
歯科	24,183	50,165	82,631	628,115,168	207.44	1.65	12,521	7,601	25,973
調剤	24,183	121,080	(136,279)	1,338,057,038	500.68	1.13	11,051	9,819	55,330
訪問看護療養費	24,183	838	7,567	106,442,070	3.47	9.03	127,019	14,067	4,402
食事療養費	24,183	(5,278)	(262,507)	185,062,561	---	---	35,063	705	7,653
合計	24,183	389,953	488,851	9,668,492,368	1,612.51	1.25	24,794	19,778	399,805

・合計の件数欄に食事療養費は含まない。また合計の日数欄に調剤の枚数と食事療養費は含まない。

１２ 一般被保険者の医療給付状況

＜療養の給付等＞

年 /月	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
7年	(12,733)	(320,117,050)	(253,053,650)	(65,802,879)	(1,260,521)
3	33,821	805,225,720	593,738,999	201,973,305	9,513,416
4	(12,889)	(312,297,140)	(247,224,433)	(64,077,069)	(995,638)
	33,149	806,970,203	594,298,330	203,420,021	9,251,852
5	(12,369)	(312,194,850)	(247,573,672)	(63,882,737)	(738,441)
	31,807	767,578,035	566,911,414	191,935,409	8,731,212
6	(12,712)	(300,352,130)	(238,287,322)	(61,411,659)	(653,149)
	32,901	759,194,726	560,056,832	189,958,168	9,179,726
7	(12,873)	(301,636,960)	(239,095,198)	(61,683,372)	(858,390)
	33,660	795,153,069	585,115,673	200,833,350	9,204,046
8	(11,610)	(273,164,050)	(216,872,015)	(55,602,313)	(689,722)
	30,246	752,520,985	553,035,941	190,287,331	9,197,713
9	(12,731)	(288,241,130)	(228,762,829)	(58,656,296)	(822,005)
	32,686	770,531,395	566,982,755	194,383,708	9,164,932
10	(12,736)	(312,607,290)	(247,810,780)	(63,628,043)	(1,168,467)
	33,324	826,923,637	608,399,233	209,081,375	9,443,029
11	(11,878)	(277,896,787)	(220,270,880)	(56,579,188)	(1,046,719)
	31,316	745,796,437	548,268,614	189,248,893	8,278,930
12	(12,906)	(318,876,520)	(253,120,367)	(64,840,558)	(915,595)
	33,381	812,279,290	599,023,191	204,733,769	8,522,330
8年	(12,075)	(321,294,270)	(255,018,568)	(65,045,000)	(1,230,702)
1	31,826	795,192,370	587,147,688	199,334,686	8,709,996
2	(11,550)	(297,368,350)	(235,759,647)	(60,061,599)	(1,547,104)
	30,998	739,621,870	545,756,338	184,701,462	9,164,070
計	(149,062)	(3,636,046,527)	(2,882,849,361)	(741,270,713)	(11,926,453)
	389,115	9,376,987,737	6,908,735,008	2,359,891,477	108,361,252

- ・（ ）書きは、70歳以上の高齢受給者分を内書きで再掲。
- ・保険者負担分は、返納金等が調整されているため、決算額とは異なる。

＜療養費＞

＜高額療養費＞

＜高額介護合算療養費＞

年 /月	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金
	件	円	円	円
7年	(183)	(1,541,985)	(1,222,669)	(319,316)
4	642	5,197,058	3,781,419	1,415,639
5	(182)	(1,873,842)	(1,492,447)	(381,395)
	575	6,019,477	4,397,359	1,622,118
6	(186)	(1,429,924)	(1,131,565)	(298,359)
	594	4,237,971	3,098,813	1,139,158
7	(194)	(1,641,959)	(1,302,299)	(339,660)
	625	4,848,658	3,547,094	1,301,564
8	(205)	(1,652,878)	(1,303,159)	(349,719)
	658	6,899,437	4,937,360	1,962,077
9	(210)	(1,578,456)	(1,251,493)	(326,963)
	666	4,903,945	3,582,946	1,320,999
10	(177)	(1,701,493)	(1,365,946)	(335,547)
	587	4,700,627	3,474,675	1,225,952
11	(201)	(1,772,262)	(1,401,776)	(370,486)
	618	4,998,984	3,664,238	1,334,746
12	(209)	(4,378,559)	(3,414,456)	(964,103)
	650	8,499,681	6,305,939	2,193,742
8年	(187)	(1,707,073)	(1,340,415)	(366,658)
1	589	4,752,635	3,474,017	1,278,618
2	(185)	(1,591,963)	(1,260,357)	(331,606)
	578	5,995,394	4,342,636	1,652,758
3	(166)	(1,524,727)	(1,210,909)	(313,818)
	546	5,057,719	3,683,873	1,373,846
計	(2,285)	(22,395,121)	(17,697,491)	(4,697,630)
	7,328	66,111,586	48,290,369	17,821,217

- ・（ ）書きは、70歳以上の高齢受給者分を内書きで再掲。
- ・保険者負担分は、返納金等が調整されているため、決算額とは異なる。

年 /月	件数	支給額
	件	円
7年	(896)	(28,442,135)
4	1,491	94,934,699
5	(788)	(31,792,325)
	1,354	92,000,733
6	(874)	(32,080,633)
	1,496	102,191,944
7	(880)	(32,883,812)
	1,485	93,217,543
8	(851)	(29,802,808)
	1,423	87,297,985
9	(830)	(29,357,272)
	1,439	93,965,310
10	(771)	(27,573,367)
	1,356	93,632,453
11	(754)	(26,362,797)
	1,338	89,589,282
12	(920)	(31,833,792)
	1,522	101,583,400
8年	(767)	(27,929,707)
1	1,355	92,690,412
2	(832)	(32,068,784)
	1,402	95,015,719
3	(741)	(34,673,344)
	1,326	101,121,693
計	(9,904)	(364,800,776)
	16,987	1,137,241,173

一般被保険者の療養の給付等内訳

[入院]

一般被保険者

年 度	年間平均 被保険者数	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1 件当り 日 数	1 件当り 費用額	1 日当り 費用額	1 人当り 費用額
	人	件	日	円	%	日	円	円	円
3	(8,070) 28,651	(2,247) 6,521	(32,813) 112,144	(1,478,551,180) 3,854,390,605	(27.84) 22.76	(14.60) 17.20	(658,011) 591,074	(45,060) 34,370	(183,216) 134,529
4	(7,859) 27,558	(2,249) 6,235	(33,409) 109,091	(1,475,776,370) 3,645,158,257	(28.62) 22.63	(14.86) 17.50	(656,192) 584,628	(44,173) 33,414	(187,782) 132,272
5	(7,457) 26,134	(2,150) 6,050	(32,713) 103,744	(1,388,427,527) 3,562,624,692	(28.83) 23.15	(15.22) 17.15	(645,780) 588,864	(42,443) 34,341	(186,191) 136,321
6	(6,970) 25,074	(2,123) 5,856	(32,144) 101,506	(1,392,042,890) 3,596,973,357	(30.46) 23.35	(15.14) 17.33	(655,696) 614,237	(43,306) 35,436	(199,719) 143,454
年/月	月 末 被保険者数	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1 件当り 日 数	1 件当り 費用額	1 日当り 費用額	1 人当り 費用額
7年	(6,661)	(176)	(2,729)	(126,850,570)	(2.64)	(15.51)	(720,742)	(46,482)	(19,044)
3	24,420	491	8,507	305,553,234	2.01	17.33	622,308	35,918	12,512
4	(6,670)	(174)	(2,762)	(114,475,240)	(2.61)	(15.87)	(657,904)	(41,447)	(17,163)
4	24,519	475	8,502	302,777,751	1.94	17.90	637,427	35,613	12,349
5	(6,674)	(164)	(2,661)	(120,806,770)	(2.46)	(16.23)	(736,627)	(45,399)	(18,101)
5	24,508	466	8,122	288,491,117	1.90	17.43	619,080	35,520	11,771
6	(6,659)	(170)	(2,754)	(109,528,100)	(2.55)	(16.20)	(644,283)	(39,771)	(16,448)
6	24,528	449	7,813	249,396,956	1.83	17.40	555,450	31,921	10,168
7	(6,629)	(165)	(2,523)	(105,018,130)	(2.49)	(15.29)	(636,474)	(41,624)	(15,842)
7	24,327	504	8,483	285,303,105	2.07	16.83	566,078	33,632	11,728
8	(6,574)	(136)	(2,174)	(97,957,560)	(2.07)	(15.99)	(720,276)	(45,059)	(14,901)
8	24,233	433	7,745	293,606,107	1.79	17.89	678,074	37,909	12,116
9	(6,551)	(143)	(2,111)	(97,907,600)	(2.18)	(14.76)	(684,669)	(46,380)	(14,945)
9	24,199	440	7,541	266,920,327	1.82	17.14	606,637	35,396	11,030
10	(6,523)	(155)	(2,403)	(109,567,720)	(2.38)	(15.50)	(706,889)	(45,596)	(16,797)
10	24,077	467	8,131	311,399,280	1.94	17.41	666,808	38,298	12,933
11	(6,560)	(135)	(2,207)	(99,327,710)	(2.06)	(16.35)	(735,761)	(45,006)	(15,141)
11	23,983	434	7,909	277,588,200	1.81	18.22	639,604	35,098	11,574
12	(6,532)	(166)	(2,842)	(121,252,380)	(2.54)	(17.12)	(730,436)	(42,664)	(18,563)
12	23,890	458	8,329	294,553,970	1.92	18.19	643,131	35,365	12,330
8年	(6,376)	(164)	(2,626)	(136,791,410)	(2.57)	(16.01)	(834,094)	(52,091)	(21,454)
1	23,799	453	8,047	312,389,520	1.90	17.76	689,602	38,821	13,126
2	(6,359)	(166)	(2,771)	(117,871,410)	(2.61)	(16.69)	(710,069)	(42,537)	(18,536)
2	23,709	455	7,889	279,277,880	1.92	17.34	613,798	35,401	11,779
計	(6,564) 24,183	(1,914) 5,525	(30,563) 97,018	(1,357,354,600) 3,467,257,447	(29.16) 22.85	(15.97) 17.56	(709,172) 627,558	(44,412) 35,738	(206,788) 143,376

・（ ）書きは、70歳以上の高齢受給者分を内書きで再掲。

・計の「月末被保険者数」は「年間平均被保険者数」

〔入院外〕

一般被保険者

年 度	年間平均 被保険者数	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1 件当り 日 数	1 件当り 費用額	1 日当り 費用額	1 人当り 費用額
	人	件	日	円	%	日	円	円	円
3	(8, 070) 28, 651	(104, 552) 252, 593	(156, 105) 373, 950	(1, 858, 405, 440) 4, 520, 628, 355	(1, 295. 56) 881. 62	(1. 49) 1. 48	(17, 775) 17, 897	(11, 905) 12, 089	(230, 286) 157, 783
4	(7, 859) 27, 558	(103, 175) 247, 501	(152, 321) 361, 612	(1, 870, 310, 773) 4, 471, 707, 978	(1, 312. 83) 898. 11	(1. 48) 1. 46	(18, 128) 18, 067	(12, 279) 12, 366	(237, 983) 162, 265
5	(7, 457) 26, 134	(97, 676) 236, 796	(144, 213) 344, 520	(1, 912, 965, 003) 4, 420, 073, 067	(1, 309. 86) 906. 08	(1. 48) 1. 45	(19, 585) 18, 666	(13, 265) 12, 830	(256, 533) 169, 131
6	(6, 970) 25, 074	(89, 663) 224, 219	(130, 051) 320, 643	(1, 659, 098, 540) 4, 087, 931, 001	(1, 286. 41) 894. 23	(1. 45) 1. 43	(18, 504) 18, 232	(12, 757) 12, 749	(238, 034) 163, 035
年/月	月 末 被保険者数	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1 件当り 日 数	1 件当り 費用額	1 日当り 費用額	1 人当り 費用額
7年	(6, 661) 24, 420	(7, 060) 18, 438	(10, 309) 26, 191	(130, 265, 510) 330, 508, 746	(105. 99) 75. 50	(1. 46) 1. 42	(18, 451) 17, 925	(12, 636) 12, 619	(19, 556) 13, 534
3	(6, 670) 24, 519	(7, 143) 18, 050	(10, 519) 25, 871	(135, 144, 470) 339, 893, 036	(107. 09) 73. 62	(1. 47) 1. 43	(18, 920) 18, 831	(12, 848) 13, 138	(20, 262) 13, 862
4	(6, 674) 24, 508	(6, 856) 17, 337	(9, 992) 24, 786	(130, 799, 810) 318, 527, 958	(102. 73) 70. 74	(1. 46) 1. 43	(19, 078) 18, 373	(13, 090) 12, 851	(19, 598) 12, 997
5	(6, 659) 24, 528	(7, 074) 17, 930	(10, 220) 25, 592	(129, 287, 230) 346, 920, 990	(106. 23) 73. 10	(1. 44) 1. 43	(18, 276) 19, 349	(12, 650) 13, 556	(19, 415) 14, 144
6	(6, 629) 24, 327	(7, 141) 18, 369	(10, 492) 26, 504	(130, 716, 430) 336, 000, 425	(107. 72) 75. 51	(1. 47) 1. 44	(18, 305) 18, 292	(12, 459) 12, 677	(19, 719) 13, 812
7	(6, 574) 24, 233	(6, 532) 16, 639	(9, 172) 23, 345	(120, 819, 540) 310, 400, 418	(99. 36) 68. 66	(1. 40) 1. 40	(18, 497) 18, 655	(13, 173) 13, 296	(18, 378) 12, 809
8	(6, 551) 24, 199	(7, 074) 17, 926	(10, 200) 25, 504	(125, 152, 780) 333, 729, 768	(107. 98) 74. 08	(1. 44) 1. 42	(17, 692) 18, 617	(12, 270) 13, 085	(19, 104) 13, 791
9	(6, 523) 24, 077	(7, 092) 18, 172	(10, 556) 26, 583	(137, 292, 030) 341, 689, 712	(108. 72) 75. 47	(1. 49) 1. 46	(19, 359) 18, 803	(13, 006) 12, 854	(21, 047) 14, 192
10	(6, 560) 23, 983	(6, 588) 17, 133	(9, 493) 24, 011	(117, 188, 661) 311, 029, 271	(100. 43) 71. 44	(1. 44) 1. 40	(17, 788) 18, 154	(12, 345) 12, 954	(17, 864) 12, 969
11	(6, 532) 23, 890	(7, 147) 18, 195	(10, 220) 25, 835	(130, 178, 880) 341, 217, 420	(109. 42) 76. 16	(1. 43) 1. 42	(18, 214) 18, 753	(12, 738) 13, 208	(19, 929) 14, 283
12	(6, 376) 23, 799	(6, 644) 17, 327	(9, 425) 24, 204	(122, 021, 160) 320, 365, 250	(104. 20) 72. 81	(1. 42) 1. 40	(18, 366) 18, 489	(12, 947) 13, 236	(19, 138) 13, 461
8年	(6, 359) 23, 709	(6, 334) 16, 829	(8, 916) 23, 209	(123, 561, 080) 313, 275, 090	(99. 61) 70. 98	(1. 41) 1. 38	(19, 508) 18, 615	(13, 858) 13, 498	(19, 431) 13, 213
1	(6, 564) 24, 183	(82, 685) 212, 345	(119, 514) 301, 635	(1, 532, 427, 581) 3, 943, 558, 084	(1, 259. 67) 878. 08	(1. 45) 1. 42	(18, 533) 18, 571	(12, 822) 13, 074	(233, 459) 163, 071
2									
計									

- ・（ ）書きは、70歳以上の高齢受給者分を内書きで再掲。
- ・計の「月末被保険者数」は「年間平均被保険者数」

[歯 科]

一般被保険者

年 度	年間平均 被保険者数	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1 件当り 日 数	1 件当り 費用額	1 日当り 費用額	1 人当り 費用額
	人	件	日	円	%	日	円	円	円
3	(7,585) 29,129	(19,224) 55,462	(36,406) 101,983	(254,090,890) 715,228,010	(232.71) 184.29	(1.98) 1.93	(13,620) 13,157	(6,879) 6,827	(31,694) 24,247
4	(8,070) 28,651	(19,451) 53,933	(35,411) 96,097	(250,304,680) 689,900,680	(238.22) 193.58	(1.89) 1.84	(13,217) 12,896	(6,979) 7,013	(31,486) 24,963
5	(7,859) 27,558	(18,670) 51,773	(34,227) 92,459	(248,737,860) 667,506,171	(247.50) 195.71	(1.82) 1.78	(12,868) 12,792	(7,069) 7,179	(31,849) 25,034
6	(6,970) 25,074	(20,589) 53,048	(33,319) 88,471	(232,199,140) 643,261,289	(295.39) 211.57	(1.62) 1.67	(11,278) 12,126	(6,969) 7,271	(33,314) 25,655
年/月	月 末 被保険者数	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1 件当り 日 数	1 件当り 費用額	1 日当り 費用額	1 人当り 費用額
7年	(6,661) 24,420	(1,466) 4,284	(2,508) 7,094	(18,783,940) 54,325,410	(22.01) 17.54	(1.71) 1.66	(12,813) 12,681	(7,490) 7,658	(2,820) 2,225
3	(6,670) 24,519	(1,488) 4,270	(2,514) 7,204	(18,402,140) 54,402,740	(22.31) 17.42	(1.69) 1.69	(12,367) 12,741	(7,320) 7,552	(2,759) 2,219
4	(6,674) 24,508	(1,468) 4,190	(2,488) 6,950	(18,047,010) 52,540,140	(22.00) 17.10	(1.69) 1.66	(12,294) 12,539	(7,254) 7,560	(2,704) 2,144
5	(6,659) 24,528	(1,456) 4,342	(2,475) 7,277	(18,134,210) 54,664,830	(21.87) 17.70	(1.70) 1.68	(12,455) 12,590	(7,327) 7,512	(2,723) 2,229
6	(6,629) 24,327	(1,453) 4,347	(2,483) 7,389	(18,155,290) 54,425,320	(21.92) 17.87	(1.71) 1.70	(12,495) 12,520	(7,312) 7,366	(2,739) 2,237
7	(6,574) 24,233	(1,342) 3,912	(2,069) 6,076	(15,258,920) 46,208,520	(20.41) 16.14	(1.54) 1.55	(11,370) 11,812	(7,375) 7,605	(2,321) 1,907
8	(6,551) 24,199	(1,479) 4,290	(2,498) 7,144	(19,928,620) 56,795,840	(22.58) 17.73	(1.69) 1.67	(13,474) 13,239	(7,978) 7,950	(3,042) 2,347
9	(6,523) 24,077	(1,470) 4,261	(2,603) 7,301	(19,464,870) 55,960,680	(22.54) 17.70	(1.77) 1.71	(13,241) 13,133	(7,478) 7,665	(2,984) 2,324
10	(6,560) 23,983	(1,390) 3,977	(2,233) 6,288	(16,714,988) 48,206,418	(21.19) 16.58	(1.61) 1.58	(12,025) 12,121	(7,485) 7,666	(2,548) 2,010
11	(6,532) 23,890	(1,446) 4,245	(2,452) 6,923	(17,846,270) 53,064,620	(22.14) 17.77	(1.70) 1.63	(12,342) 12,500	(7,278) 7,665	(2,732) 2,221
12	(6,376) 23,799	(1,405) 4,028	(2,345) 6,543	(17,457,690) 49,081,540	(22.04) 16.93	(1.67) 1.62	(12,425) 12,185	(7,445) 7,501	(2,738) 2,062
8年	(6,359) 23,709	(1,431) 4,019	(2,367) 6,442	(17,238,530) 48,439,110	(22.50) 16.95	(1.65) 1.60	(12,046) 12,053	(7,283) 7,519	(2,711) 2,043
1	(6,564) 24,183	(17,294) 50,165	(29,035) 82,631	(215,432,478) 628,115,168	(263.47) 207.44	(1.68) 1.65	(12,457) 12,521	(7,420) 7,601	(32,820) 25,973
2									
計									

・（ ）書きは、70歳以上の高齢受給者分を内書きで再掲。

・計の「月末被保険者数」は「年間平均被保険者数」

〔調剤〕

一般被保険者

年 度	年間平均 被保険者数	件 数	枚 数	費 用 額	受診率	1 件当り 枚 数	1 件当り 費用額	1 枚当り 費用額	1 人当り 費用額
	人	件	枚	円	%	枚	円	円	円
3	(7, 585) 29, 129	(58, 680) 140, 645	(65, 916) 160, 096	(589, 292, 270) 1, 366, 213, 213	(773. 63) 482. 83	(1. 12) 1. 14	(10, 042) 9, 714	(8, 940) 8, 534	(77, 692) 46, 902
4	(8, 070) 28, 651	(57, 440) 136, 310	(64, 510) 154, 254	(575, 867, 926) 1, 324, 167, 777	(711. 77) 475. 76	(1. 12) 1. 13	(10, 026) 9, 714	(8, 927) 8, 584	(71, 359) 46, 217
5	(7, 859) 27, 558	(54, 352) 132, 079	(60, 904) 149, 434	(547, 020, 757) 1, 317, 641, 666	(691. 59) 479. 28	(1. 12) 1. 13	(10, 064) 9, 976	(8, 982) 8, 818	(69, 604) 47, 813
6	(6, 970) 25, 074	(50, 388) 127, 294	(56, 294) 144, 038	(515, 804, 550) 1, 304, 154, 240	(722. 93) 507. 67	(1. 12) 1. 13	(10, 237) 10, 245	(9, 163) 9, 054	(74, 004) 52, 012
年/月	月 末 被保険者数	件 数	枚 数	費 用 額	受診率	1 件当り 枚 数	1 件当り 費用額	1 枚当り 費用額	1 人当り 費用額
7年	(6, 661) 24, 420	(4, 031) 10, 608	(4, 515) 11, 973	(44, 217, 030) 114, 838, 330	(60. 52) 43. 44	(1. 12) 1. 13	(10, 969) 10, 826	(9, 793) 9, 591	(6, 638) 4, 703
3	(6, 670) 24, 519	(4, 084) 10, 354	(4, 584) 11, 702	(44, 275, 290) 109, 896, 676	(61. 23) 42. 23	(1. 12) 1. 13	(10, 841) 10, 614	(9, 659) 9, 391	(6, 638) 4, 482
4	(6, 674) 24, 508	(3, 881) 9, 814	(4, 337) 11, 042	(42, 541, 260) 108, 018, 820	(58. 15) 40. 04	(1. 12) 1. 13	(10, 961) 11, 007	(9, 809) 9, 783	(6, 374) 4, 407
5	(6, 659) 24, 528	(4, 012) 10, 180	(4, 405) 11, 351	(43, 402, 590) 108, 211, 950	(60. 25) 41. 50	(1. 10) 1. 12	(10, 818) 10, 630	(9, 853) 9, 533	(6, 518) 4, 412
6	(6, 629) 24, 327	(4, 114) 10, 440	(4, 573) 11, 773	(47, 747, 110) 119, 424, 219	(62. 06) 42. 92	(1. 11) 1. 13	(11, 606) 11, 439	(10, 441) 10, 144	(7, 203) 4, 909
7	(6, 574) 24, 233	(3, 600) 9, 262	(3, 956) 10, 374	(39, 128, 030) 102, 305, 940	(54. 76) 38. 22	(1. 10) 1. 12	(10, 869) 11, 046	(9, 891) 9, 862	(5, 952) 4, 222
8	(6, 551) 24, 199	(4, 035) 10, 030	(4, 496) 11, 318	(45, 252, 130) 113, 085, 460	(61. 59) 41. 45	(1. 11) 1. 13	(11, 215) 11, 275	(10, 065) 9, 992	(6, 908) 4, 673
9	(6, 523) 24, 077	(4, 019) 10, 424	(4, 564) 11, 947	(46, 282, 670) 117, 873, 965	(61. 61) 43. 29	(1. 14) 1. 15	(11, 516) 11, 308	(10, 141) 9, 866	(7, 095) 4, 896
10	(6, 560) 23, 983	(3, 765) 9, 772	(4, 175) 10, 946	(44, 665, 428) 108, 972, 548	(57. 39) 40. 75	(1. 11) 1. 12	(11, 863) 11, 152	(10, 698) 9, 955	(6, 809) 4, 544
11	(6, 532) 23, 890	(4, 147) 10, 483	(4, 681) 11, 979	(49, 598, 990) 123, 443, 280	(63. 49) 43. 88	(1. 13) 1. 14	(11, 960) 11, 776	(10, 596) 10, 305	(7, 593) 5, 167
12	(6, 376) 23, 799	(3, 862) 10, 018	(4, 253) 11, 143	(45, 024, 010) 113, 356, 060	(60. 57) 42. 09	(1. 10) 1. 11	(11, 658) 11, 315	(10, 586) 10, 173	(7, 061) 4, 763
8年	(6, 359) 23, 709	(3, 619) 9, 695	(3, 978) 10, 731	(38, 697, 330) 98, 629, 790	(56. 91) 40. 89	(1. 10) 1. 11	(10, 693) 10, 173	(9, 728) 9, 191	(6, 085) 4, 160
1	(6, 564) 24, 183	(47, 169) 121, 080	(52, 517) 136, 279	(530, 831, 868) 1, 338, 057, 038	(718. 60) 500. 68	(1. 11) 1. 13	(11, 254) 11, 051	(10, 108) 9, 819	(80, 870) 55, 330
2									
計									

・（ ）書きは、70歳以上の高齢受給者分を内書きで再掲。

・計の「月末被保険者数」は「年間平均被保険者数」

[訪問看護療養費]

一般被保険者

年 度	年間平均 被保険者数	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1 件当り 日 数	1 件当り 費用額	1 日当り 費用額	1 人当り 費用額
	人	件	日	円	%	日	円	円	円
3	(7, 585) 29, 129	(114) 681	(887) 4, 330	(13, 852, 640) 51, 000, 720	(1. 50) 2. 34	(7. 78) 6. 36	(121, 514) 74, 891	(15, 617) 11, 778	(1, 826) 1, 751
4	(8, 070) 28, 651	(158) 701	(1, 740) 4, 823	(29, 371, 530) 64, 877, 380	(1. 96) 2. 45	(11. 01) 6. 88	(185, 896) 92, 550	(16, 880) 13, 452	(3, 640) 2, 264
5	(7, 859) 27, 558	(140) 707	(1, 693) 5, 813	(29, 785, 950) 75, 251, 590	(1. 78) 2. 57	(12. 09) 8. 22	(212, 757) 106, 438	(17, 594) 12, 945	(3, 790) 2, 731
6	(6, 970) 25, 074	(192) 838	(2, 624) 7, 567	(43, 267, 170) 106, 442, 070	(2. 75) 3. 34	(13. 67) 9. 03	(225, 350) 127, 019	(16, 489) 14, 067	(6, 208) 4, 245
年/月	月 末 被保険者数	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1 件当り 日 数	1 件当り 費用額	1 日当り 費用額	1 人当り 費用額
7年	(6, 661)	(17)	(193)	(2, 975, 040)	0. 26	11. 35	175, 002	15, 415	447
3	24, 420	70	669	9, 851, 120	0. 29	9. 56	140, 730	14, 725	403
4	(6, 670) 24, 519	(18) 69	(185) 644	(2, 676, 690) 9, 086, 190	(0. 27) 0. 28	(10. 28) 9. 33	(148, 705) 131, 684	(14, 469) 14, 109	(401) 371
5	(6, 674) 24, 508	(17) 68	(183) 641	(2, 734, 600) 9, 359, 560	(0. 25) 0. 28	(10. 76) 9. 43	(160, 859) 137, 641	(14, 943) 14, 601	(410) 382
6	(6, 659) 24, 528	(12) 68	(142) 556	(2, 081, 240) 7, 692, 800	(0. 18) 0. 28	(11. 83) 8. 18	(173, 437) 113, 129	(14, 657) 13, 836	(313) 314
7	(6, 629) 24, 327	(14) 69	(174) 662	(2, 515, 880) 9, 094, 050	(0. 21) 0. 28	(12. 43) 9. 59	(179, 706) 131, 798	(14, 459) 13, 737	(380) 374
8	(6, 574) 24, 233	(12) 75	(144) 667	(2, 348, 690) 9, 368, 090	(0. 18) 0. 31	(12. 00) 8. 89	(195, 724) 124, 908	(16, 310) 14, 045	(357) 387
9	(6, 551) 24, 199	(11) 73	(156) 607	(2, 718, 230) 8, 637, 250	(0. 17) 0. 30	(14. 18) 8. 32	(247, 112) 118, 318	(17, 425) 14, 229	(415) 357
10	(6, 523) 24, 077	(12) 69	(184) 641	(3, 085, 550) 9, 208, 130	(0. 18) 0. 29	(15. 33) 9. 29	(257, 129) 133, 451	(16, 769) 14, 365	(473) 382
11	(6, 560) 23, 983	(15) 81	(194) 682	(3, 226, 240) 10, 105, 170	(0. 23) 0. 34	(12. 93) 8. 42	(215, 083) 124, 755	(16, 630) 14, 817	(492) 421
12	(6, 532) 23, 890	(16) 81	(242) 745	(4, 253, 840) 10, 743, 390	(0. 24) 0. 34	(15. 13) 9. 20	(265, 865) 132, 634	(17, 578) 14, 421	(651) 450
8年	(6, 376)	(14)	(209)	(3, 843, 830)	(0. 22)	(14. 93)	(274, 559)	(18, 392)	(603)
1	23, 799	79	711	10, 557, 220	0. 33	9. 00	133, 636	14, 848	444
2	(6, 359) 23, 709	(14) 75	(196) 632	(3, 342, 520) 8, 882, 320	(0. 22) 0. 32	(14. 00) 8. 43	(238, 751) 118, 431	(17, 054) 14, 054	(526) 375
計	(6, 564) 24, 183	(172) 877	(2, 202) 7, 857	(35, 802, 350) 112, 585, 290	(2. 62) 3. 63	(12. 80) 8. 96	(208, 153) 128, 375	(16, 259) 14, 329	(5, 454) 4, 656

- ・（ ）書きは、70歳以上の高齢受給者分を内書きで再掲。
- ・計の「月末被保険者数」は「年間平均被保険者数」

[食事療養費]

一般被保険者

年 度	年間平均 被保険者数	件 数	食 数	費 用 額	1 件当り 費用額	1 食当り 費用額	1 人当り 費用額
	人	件	食	円	円	円	円
3	(8,070) 28,651	(2,131) 6,210	(81,944) 285,857	(54,543,257) 195,339,097	(25,595) 31,456	(666) 683	(6,759) 6,818
4	(7,859) 27,558	(2,168) 5,951	(84,397) 292,348	(56,848,708) 193,457,147	(26,222) 32,508	(674) 662	(7,234) 7,020
5	(7,457) 26,134	(2,077) 5,802	(80,033) 283,074	(54,784,113) 188,518,280	(26,377) 32,492	(685) 666	(7,347) 7,214
6	(6,970) 25,074	(2,038) 5,627	(82,145) 273,244	(57,071,232) 187,700,361	(28,004) 33,357	(695) 687	(8,188) 7,486
年/月	月 末 被保険者数	件 数	食 数	費 用 額	1 件当り 費用額	1 食当り 費用額	1 人当り 費用額
7年	(6,661) 24,420	(169) 466	(7,080) 23,108	(5,004,271) 16,134,949	(29,611) 34,624	(707) 698	(751) 661
3	(6,670) 24,519	(169) 460	(7,170) 23,208	(5,206,281) 16,598,906	(30,806) 36,085	(726) 715	(781) 677
4	(6,674) 24,508	(156) 444	(6,778) 21,888	(4,942,679) 15,698,820	(31,684) 35,358	(729) 717	(741) 641
5	(6,659) 24,528	(158) 433	(7,203) 21,395	(5,272,178) 15,396,872	(33,368) 35,559	(732) 720	(792) 628
6	(6,629) 24,327	(157) 460	(6,448) 21,694	(4,655,843) 15,570,669	(29,655) 33,849	(722) 718	(702) 640
7	(6,574) 24,233	(130) 422	(5,526) 21,130	(3,989,969) 15,070,368	(30,692) 35,712	(722) 713	(607) 622
8	(6,551) 24,199	(139) 416	(5,470) 20,319	(3,953,240) 14,490,407	(28,441) 34,833	(723) 713	(603) 599
9	(6,523) 24,077	(150) 444	(6,241) 21,578	(4,495,568) 15,338,110	(29,970) 34,545	(720) 711	(689) 637
10	(6,560) 23,983	(133) 426	(5,891) 21,635	(4,298,932) 15,456,436	(32,323) 36,283	(730) 714	(655) 644
11	(6,532) 23,890	(164) 441	(6,810) 21,605	(4,922,173) 15,403,032	(30,013) 34,928	(723) 713	(754) 645
12	(6,376) 23,799	(158) 432	(7,040) 21,623	(5,106,233) 15,430,449	(32,318) 35,719	(725) 714	(801) 648
8年	(6,359) 23,709	(161) 434	(6,432) 23,324	(4,682,682) 14,473,543	(29,085) 33,349	(728) 621	(736) 610
1	(6,564) 24,183	(1,844) 5,278	(78,089) 262,507	(56,530,049) 185,062,561	(30,656) 35,063	(724) 705	(8,612) 7,653
計							

・（ ）書きは、70歳以上の高齢受給者分を内書きで再掲。

・計の「月末被保険者数」は「年間平均被保険者数」

[合計]

一般被保険者

年度	年間平均 被保険者数	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1 件当り 日 数	1 件当り 費用額	1 日当り 費用額	1 人当り 費用額
	人	件	日	円	%	日	円	円	円
	(8, 070)	(184, 817)	(226, 211)	(4, 248, 735, 677)	(2, 290)	(1. 22)	(22, 989)	(18, 782)	(526, 485)
3	28, 651	455, 902	592, 407	10, 702, 800, 000	1, 591. 23	1. 30	23, 476	18, 067	373, 558
	(7, 859)	(182, 473)	(222, 881)	(4, 258, 479, 987)	(2, 322)	(1. 22)	(23, 338)	(19, 107)	(541, 860)
4	27, 558	444, 680	571, 623	10, 389, 269, 219	1, 613. 61	1. 29	23, 363	18, 175	376, 996
	(7, 457)	(172, 988)	(212, 846)	(4, 181, 721, 210)	(2, 320)	(1. 23)	(24, 173)	(19, 647)	(560, 778)
5	26, 134	427, 405	546, 536	10, 231, 615, 466	1, 635. 44	1. 28	23, 939	18, 721	391, 506
	(6, 970)	(162, 955)	(198, 138)	(3, 899, 483, 522)	(2, 338)	(1. 22)	(23, 930)	(19, 681)	(559, 467)
6	25, 074	411, 255	518, 187	9, 926, 462, 318	1, 640. 17	1. 26	24, 137	19, 156	395, 887
	(6, 564)	(149, 234)	(181, 314)	(3, 728, 378, 926)	(2, 274)	(1. 21)	(24, 983)	(20, 563)	(568, 004)
7	24, 183	389, 992	489, 141	9, 674, 635, 588	1, 612. 67	1. 25	24, 807	19, 779	400, 059

- ・（ ）書きは、70歳以上の高齢受給者分を内書きで再掲。
- ・件数欄に食事療養費は含まない。また、日数欄に調剤の枚数と食事療養費は含まない。

1 3 国民健康保険税（令和8年度）

○ 賦課期日

4月1日

○ 課 税 額

世帯主（擬制世帯主を除く）及び世帯内の被保険者について基礎（医療）分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（介護保険第2号被保険者について算定）及び子ども・子育て支援納付金分について、それぞれ所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額を算定した合算額

国民健康保険税額		基礎（医療）分	後期支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割	（基準所得額×税率）	6.65%	2.55%	2.20%	0.28%
均等割	（世帯被保険者数×均等割額）	27,000円	10,000円	15,000円	1,900円※
平等割	（1世帯当り）	21,000円	7,500円		
課税限度額		66万円	26万円	17万円	3万円

※18歳未満被保険者（18歳の誕生日以後最初の3月31日を迎えていない方も含む）は、全員軽減される。18歳以上被保険者は、18歳以上被保険者均等割（100円）を含む。

○ 納 期 限

第1期	8月3日	第4期	11月4日	第7期	翌年2月3日
第2期	9月3日	第5期	12月3日	第8期	翌年3月3日
第3期	10月5日	第6期	翌年1月4日	第9期	翌年3月31日

※納付方法が特別徴収の場合は、徴収は偶数月の年金支払日

○ 月割課税

賦課期日（4月1日）以降に納税義務が発生したものには、その発生した月から、また納税義務が消滅したものは、消滅した前月まで月割で課税する。

○ 保険税の
軽減措置

- 世帯主、その世帯の国保被保険者及び特定同一世帯所属者の前年の総所得金額等の合計額が43万円＋{10万円×（給与所得者等の数－1）}以下の世帯について均等割と平等割の70／100を軽減。
- 世帯主、その世帯の国保被保険者及び特定同一世帯所属者の前年の総所得金額等の合計額が43万円＋31万円×（世帯に属する被保険者数と世帯に属する特定同一世帯所属者数の合計数）＋{10万円×（給与所得者等の数－1）}以下の世帯について均等割と平等割の50／100を軽減。
- 世帯主、その世帯の国保被保険者及び特定同一世帯所属者の前年の総所得金額等の合計額が43万円＋57万円×（世帯に属する被保険者数と世帯に属する特定同一世帯所属者数の合計数）＋{10万円×（給与所得者等の数－1）}以下の世帯について均等割と平等割の20／100を軽減。

○ 他 軽 減
減 免 等

- ・ 非自発的失業者の軽減制度
失業時から翌年度末まで、前年の給与所得を30／100として保険税を計算。
- ・ 未就学児均等割軽減制度
未就学児について、均等割（軽減世帯については軽減後均等割）を半額にする。
- ・ 旧被扶養者の減免
被用者保険から後期高齢者医療保険に移行したことにより、当該被保険者の被扶養者から国保に加入した65歳以上の方について所得割を免除する。均等割・平等割については、2年間半額に減額する（保険税の軽減措置優先）。
- ・ 産前産後期間の保険税減額
出産月の前月から翌々月相当分（多胎妊娠の場合は出産月の3月前から6月相当分）の所得割及び均等割を減額。出産予定月の6月前から申請可能。

1 4 短期被保険者証・被保険者資格証明書交付状況

	令和4年10月1日	令和5年10月1日	令和6年10月1日	令和7年10月1日
短期被保険者証	377世帯	339世帯	322世帯	— ※
被保険者資格証明書	47世帯	51世帯	67世帯	60世帯 ※

※被保険者証制度の廃止に伴い短期被保険者証は廃止、被保険者証資格証明書は資格確認書（特別療養）等に変更

1 5 国民健康保険税率及び限度額

区分 年度		所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割の 課税方式
令和 3	基礎	6.4/100	12.5/100	円 25,000	円 22,000	円 630,000	旧ただし書き
	後期	2.35/100	－	8,000	7,500	190,000	〃
	介護	2/100	－	10,000	4,600	170,000	〃
4	基礎	6.4/100	－	25,000	22,000	630,000	〃
	後期	2.35/100	－	8,000	7,500	190,000	〃
	介護	2/100	－	10,000	4,600	170,000	〃
5	基礎	6.4/100	－	25,000	22,000	650,000	〃
	後期	2.35/100	－	8,000	7,500	200,000	〃
	介護	2/100	－	10,000	4,600	170,000	〃
6	基礎	6.4/100	－	25,000	22,000	650,000	〃
	後期	2.35/100	－	8,000	7,500	220,000	〃
	介護	2/100	－	10,000	4,600	170,000	〃
7	基礎	6.65/100	－	27,000	21,000	650,000	〃
	後期	2.55/100	－	10,000	7,500	240,000	〃
	介護	2.2/100	－	15,000	－	170,000	〃

1 6 国民健康保険税収納状況（現年度分）

区分 年度		調定額	収入済額	収入未済額	収納率	加入者負担状況（年間平均）	
		千円	千円	千円	%	1世帯当たり	1人当たり
令和 3	基礎	2,112,838	1,994,912	119,456	94.4	円 108,821	円 69,821
			1,993,382		94.3	108,738	69,767
	後期	693,735	655,015	39,222	94.4	35,731	22,925
			654,513		94.3	35,703	22,907
	介護	244,365	230,727	13,815	94.4	31,624	26,627
			230,550		94.3	31,600	26,607
4	基礎	1,899,637	1,791,148	110,046	94.3	99,713	65,301
			1,789,471		94.2	99,620	65,240
	後期	658,478	620,872	38,146	94.3	34,564	22,636
			620,290		94.2	34,532	22,614
	介護	233,073	219,762	13,502	94.3	30,992	26,294
			219,557		94.2	30,963	26,269
5	基礎	1,830,116	1,733,522	98,031	94.7	99,536	66,541
			1,732,081		94.6	99,453	66,486
	後期	634,357	600,875	33,980	94.7	34,501	23,064
			600,376		94.6	34,473	23,045
	介護	225,202	213,316	12,063	94.7	31,050	26,568
			213,139		94.6	31,025	26,546
6	基礎	1,776,521	1,688,902	91,655	95.1	99,835	67,583
			1,684,866		94.8	99,596	67,422
	後期	620,548	589,943	32,015	95.1	34,873	23,607
			588,533		94.8	34,789	23,551
	介護	219,142	208,334	11,306	95.1	31,039	26,686
			207,836		94.8	30,965	26,622
7	基礎	1,851,536	1,750,141	104,220	94.5	105,666	72,590
			1,747,294		94.4	105,494	72,472
	後期	694,364	656,339	39,084	94.5	39,627	27,223
			655,272		94.4	39,562	27,178
	介護	241,896	228,649	13,616	94.5	34,430	29,595
			228,277		94.4	34,374	29,547

※加入者負担状況は、収入済額を年間平均世帯数・被保険者数で除したもの。

収入済額・収納率・加入者負担状況の下段は未還付金を除いた数値。

1 7 国民健康保険税収納状況（滞納繰越分）

年度	区分	調定額(円)	収入済額(円)	不能欠損額(円)	収入未済額(円)	収納率 (%)
令和 3	一般	650,536,617	166,073,031	86,830,574	397,633,012	25.5
	退職	114,778,331	907,401	15,320,073	98,550,857	0.8
4	一般	557,186,234	168,669,663	37,020,536	351,496,035	30.3
	退職	98,550,857	76,744	16,547,910	81,926,203	0.1
5	一般	505,208,801	151,413,959	50,011,750	303,783,092	30.0
	退職	81,926,203	0	18,110,058	63,816,145	0.0
6	一般	439,792,834	127,268,471	51,268,348	261,256,015	28.9
	退職	63,816,145	0	37,439,294	26,376,851	0.0
7	一般	389,149,595	121,932,328	31,543,583	235,673,684	31.3
	退職	26,376,851	0	18,099,302	8,277,549	0.0

18 国民健康保険税年度別課税状況（当初）

（単位：千円）

区分		内訳	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
			世帯数・人数・金額	前年比%	世帯数・人数・金額	前年比%	世帯数・人数・金額	前年比%
被保険者世帯数（世帯）		国保全体分	17,728	97.7	17,304	97.6	16,933	97.9
		基礎（医療）分	(17,728)		(17,304)		(16,933)	
		後期高齢者支援金等分	(17,728)		(17,304)		(16,933)	
		介護納付金分	(7,061)		(6,895)		(6,866)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(16,933)	
被保険者数（人）		国保全体分	26,281	96.6	25,231	96.0	24,357	96.5
		基礎（医療）分	(26,281)		(25,231)		(24,357)	
		後期高齢者支援金等分	(26,281)		(25,231)		(24,357)	
		介護納付金分	(8,203)		(8,039)		(7,969)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(24,357)	
総所得金額		国保全体分	24,804,881	97.6	25,178,131	101.5	24,415,936	97.0
		基礎（医療）分	(24,804,881)		(25,178,131)		(24,415,936)	
		後期高齢者支援金等分	(24,804,881)		(25,178,131)		(24,415,936)	
		介護納付金分	(9,759,982)		(10,333,150)		(9,982,336)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(24,415,936)	
基準総所得金額		国保全体分	18,758,970	97.8	19,275,865	102.8	18,799,283	97.5
		基礎（医療）分	(18,758,970)		(19,275,865)		(18,799,283)	
		後期高齢者支援金等分	(18,758,970)		(19,275,865)		(18,799,283)	
		介護納付金分	(7,789,705)		(8,394,951)		(8,121,717)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(18,799,283)	
所得割課税世帯（世帯）		国保全体分	10,539	97.6	10,394	98.6	9,901	95.3
		基礎（医療）分	(10,539)		(10,394)		(9,901)	
		後期高齢者支援金等分	(10,539)		(10,394)		(9,901)	
		介護納付金分	(3,649)		(3,626)		(3,473)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(9,901)	
所得割額		国保全体分	1,797,192	97.6	1,958,056	109.0	1,960,832	100.1
		基礎（医療）分	(1,200,569)		(1,281,840)		(1,250,147)	
		後期高齢者支援金等分	(440,830)		(491,529)		(479,376)	
		介護納付金分	(155,793)		(184,687)		(178,676)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(52,633)	
均等割額		国保全体分	949,303	96.7	1,054,132	111.0	1,066,850	101.2
		基礎（医療）分	(657,025)		(681,237)		(657,639)	
		後期高齢者支援金等分	(210,248)		(252,310)		(243,570)	
		介護納付金分	(82,030)		(120,585)		(119,535)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(46,106)	
平等割額		国保全体分	531,134	97.7	470,471	88.6	460,040	97.8
		基礎（医療）分	(371,877)		(346,663)		(338,977)	
		後期高齢者支援金等分	(126,776)		(123,808)		(121,063)	
		介護納付金分	(32,481)		(0)		(0)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(0)	
合計税額		国保全体分	3,277,629	97.3	3,482,659	106.3	3,487,722	100.1
		基礎（医療）分	(2,229,471)		(2,309,739)		(2,246,763)	
		後期高齢者支援金等分	(777,855)		(867,647)		(844,010)	
		介護納付金分	(270,304)		(305,272)		(298,211)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(98,738)	
7 ／ 10	世帯数（世帯）	国保全体分	4,779	98.3	4,538	95.0	4,596	101.3
		基礎（医療）分	(4,779)		(4,538)		(4,596)	
後期高齢者支援金等分		(4,779)		(4,538)		(4,596)		
介護納付金分		(1,858)		(1,820)		(1,895)		
子ども・子育て支援納付金分		—		—		(4,596)		
減 額	被保険者数（人）	国保全体分	5,946	96.6	5,610	94.3	5,637	100.5
		基礎（医療）分	(5,946)		(5,610)		(5,637)	
		後期高齢者支援金等分	(5,946)		(5,610)		(5,637)	
		介護納付金分	(2,018)		(1,985)		(2,071)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(5,637)	
	均等割	国保全体分	151,479	96.8	166,142	109.7	175,214	105.5
		基礎（医療）分	(104,055)		(106,029)		(106,539)	
		後期高齢者支援金等分	(33,298)		(39,270)		(39,459)	
		介護納付金分	(14,126)		(20,843)		(21,746)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(7,470)	
	平等割	国保全体分	101,825	98.3	88,229	86.6	89,331	101.2
		基礎（医療）分	(71,475)		(65,011)		(65,823)	
		後期高齢者支援金等分	(24,367)		(23,218)		(23,508)	
		介護納付金分	(5,983)		(0)		(0)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(0)	

区分		内訳	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
			世帯数・人数・金額	前年比%	世帯数・人数・金額	前年比%	世帯数・人数・金額	前年比%
5	世帯数（世帯）	国保全体分	2,438	94.5	2,349	96.3	2,124	90.4
		基礎（医療）分	(2,438)		(2,349)		(2,124)	
		後期高齢者支援金等分	(2,438)		(2,349)		(2,124)	
		介護納付金分	(796)		(758)		(720)	
10	被保険者数（人）	子ども・子育て支援納付金分	—	93.9	—	94.6	(2,124)	89.6
		国保全体分	3,972		3,759		3,368	
		基礎（医療）分	(3,972)		(3,759)		(3,368)	
		後期高齢者支援金等分	(3,972)		(3,759)		(3,368)	
減額	均等割	介護納付金分	(922)	93.9	(897)	108.7	(840)	94.1
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(3,368)	
		国保全体分	70,148		76,269		71,794	
		基礎（医療）分	(49,650)		(50,747)		(45,468)	
減額	平等割	後期高齢者支援金等分	(15,888)	94.7	(18,795)	88.2	(16,840)	90.0
		介護納付金分	(4,610)		(6,728)		(6,300)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(3,186)	
		国保全体分	34,591		30,516		27,463	
2	世帯数（世帯）	基礎（医療）分	(24,431)	99.5	(22,486)	95.6	(20,236)	95.7
		後期高齢者支援金等分	(8,329)		(8,031)		(7,227)	
		介護納付金分	(1,831)		(0)		(0)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(0)	
10	被保険者数（人）	国保全体分	2,113	98.6	2,020	94.2	1,934	94.5
		基礎（医療）分	(2,113)		(2,020)		(1,934)	
		後期高齢者支援金等分	(2,113)		(2,020)		(1,934)	
		介護納付金分	(663)		(630)		(609)	
減額	均等割	子ども・子育て支援納付金分	—	98.9	—	107.9	(1,934)	99.3
		国保全体分	3,589		3,382		3,197	
		基礎（医療）分	(3,589)		(3,382)		(3,197)	
		後期高齢者支援金等分	(3,589)		(3,382)		(3,197)	
減額	平等割	介護納付金分	(810)	99.1	(763)	88.0	(750)	95.1
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(3,197)	
		国保全体分	25,307		27,316		27,118	
		基礎（医療）分	(17,945)		(18,263)		(17,264)	
未就学児均等割軽減	世帯数（世帯）	後期高齢者支援金等分	(5,742)	97.7	(6,764)	100.0	(6,394)	79.9
		介護納付金分	(1,620)		(2,289)		(2,250)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(1,210)	
		国保全体分	11,919		10,489		9,974	
18歳未満均等割軽減	被保険者数（人）	基礎（医療）分	(8,434)	100.0	(7,729)	99.3	(7,349)	78.5
		後期高齢者支援金等分	(2,875)		(2,760)		(2,625)	
		介護納付金分	(610)		(0)		(0)	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(0)	
18歳未満均等割軽減	均等割	国保全体分	344	96.1	344	113.2	275	86.9
		基礎（医療）分	(344)		(344)		(275)	
		後期高齢者支援金等分	(344)		(344)		(275)	
		介護納付金分	(344)		(344)		(275)	
18歳未満均等割軽減	世帯数（世帯）	子ども・子育て支援納付金分	—	—	—	—	(275)	新設
		国保全体分	—		—		1,068	
		基礎（医療）分	—		—		(1,068)	
		後期高齢者支援金等分	—		—		—	
18歳未満均等割軽減	被保険者数（人）	介護納付金分	—	—	—	—	1,725	新設
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		(1,725)	
		国保全体分	—		—		2,041	
		基礎（医療）分	—		—		(2,041)	
18歳未満均等割軽減	均等割	後期高齢者支援金等分	—	—	—	—	—	新設
		介護納付金分	—		—		—	
		子ども・子育て支援納付金分	—		—		—	
		国保全体分	—		—		—	

区分		内訳	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
			世帯数・人数・金額	前年比%	世帯数・人数・金額	前年比%	世帯数・人数・金額	前年比%
産前産後軽減	世帯数（世帯）	国保全体分 基礎（医療）分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分	30 (30) (30) (4) —	新設	24 (24) (24) (2) —	80.0	23 (23) (23) (2) (23)	95.8
	被保険者数（人）	国保全体分 基礎（医療）分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分	30 (30) (30) (4) —	新設	24 (24) (24) (2) —	80.0	23 (23) (23) (2) (23)	95.8
	所得割	国保全体分 基礎（医療）分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分	168 (120) (44) (5) —	新設	215 (150) (58) (7) —	128.0	93 (65) (25) (0) (3)	43.3
	均等割	国保全体分 基礎（医療）分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分	225 (164) (52) (9) —	新設	162 (113) (42) (8) —	72.0	226 (153) (57) (5) (11)	139.5
	限度額超過世帯（世帯）	国保全体分 基礎（医療）分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分	237 (186) (215) (134) —	81.7	297 (218) (238) (191) —	125.3	273 (215) (206) (173) (195)	91.9
	超過税額	国保全体分 基礎（医療）分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分	152,767 (98,757) (39,269) (14,741) —	82.8	194,364 (118,996) (47,416) (27,953) —	127.2	192,878 (118,806) (43,806) (25,633) (4,633)	99.2
	月割増減額・端数	国保全体分 基礎（医療）分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分	139,186 (92,971) (33,170) (13,045) —	98.9	139,463 (91,381) (34,921) (13,161) —	100.2	136,512 (87,266) (33,493) (11,180) (4,573)	97.9
	減免額	国保全体分 基礎（医療）分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分	3,949 (2,958) (992) (0) —	139.4	3,211 (2,347) (864) (0) —	81.3	3,913 (2,772) (1,027) (0) (114)	121.9
課税年税額		国保全体分 基礎（医療）分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分	2,580,838 (1,754,551) (612,562) (213,725) —	98.3	2,740,364 (1,822,170) (683,909) (234,285) —	106.2	2,746,026 (1,771,443) (668,225) (231,099) (75,259)	100.2

19 国保財政年度別収支決算状況

歳入 科目	年度	3		4	
		決 算 額	構成比 %	決 算 額	構成比 %
保 険	一般被保険者分	3,046,800,816	21.75	2,800,509,353	20.75
税 収	退職被保険者分	1,080,146	0.01	76,744	0.00
	計	3,047,880,962	21.76	2,800,586,097	20.75
国 庫 支 出 金	災害臨時特例補助金	4,195,000	0.03	95,000	0.00
	特定健康診査補助金	0	0.00	0	0.00
	社会保険・税番号制度 システム整備費補助金	0	0.00	60,000	0.00
	制度関係業務事業費補助金	0	0.00	0	0.00
	計	4,195,000	0.03	155,000	0.00
	普通交付金	9,166,425,005	65.44	8,901,956,926	65.96
	特別交付金	243,296,439	1.74	242,667,838	1.80
	保険者努力支援分	50,528,000	0.36	49,763,000	0.37
	特別調整交付金分	38,809,000	0.28	28,242,000	0.21
	都道府県繰入金2号分	127,525,439	0.91	136,398,838	1.01
	特定健康診査等負担金	26,434,000	0.19	28,264,000	0.21
	財政安定化基金交付金	0	0.00	0	0.00
	その他	0	0.00	0	0.00
	計	9,409,721,444	67.17	9,144,624,764	67.76
繰 入 金	一般会計	885,712,112	6.32	863,760,948	6.40
	基 金	200,000,000	1.43	218,066,000	1.62
	計	1,085,712,112	7.75	1,081,826,948	8.02
	繰 越 金	312,127,460	2.23	386,292,542	2.86
	連合会支出金	0	0.00	0	0.00
	その他の収入	148,205,044	1.06	82,814,737	0.61
	合 計	14,007,842,022	100.00	13,496,300,088	100.00

歳入 科目	年度	5		6	
		決 算 額	構成比 %	決 算 額	構成比 %
保 険	一般被保険者分	2,700,217,235	20.47	2,615,166,324	20.44
税 収	退職被保険者分	0	0.00	0	0.00
	計	2,700,217,235	20.47	2,615,166,324	20.44
国 庫 支 出 金	災害臨時特例補助金	85,000	0.00	78,000	0.00
	特定健康診査補助金	0	0.00	0	0.00
	出産育児一時金	289,000	0.00	0	0.00
	社会保険・税番号制度 システム整備費補助金	80,000	0.00	18,337,000	0.14
	計	454,000	0.00	18,415,000	0.14
	普通交付金	8,802,672,286	66.74	8,562,376,407	66.93
	特別交付金	215,698,553	1.64	207,413,434	1.62
	保険者努力支援分	46,990,000	0.36	43,282,000	0.34
	特別調整交付金分	24,173,000	0.18	22,809,000	0.18
	都道府県繰入金2号分	117,763,553	0.89	115,042,434	0.90
	特定健康診査等負担金	26,772,000	0.20	26,280,000	0.21
	財政安定化基金交付金	0	0.00	0	0.00
	その他	0	0.00	0	0.00
	計	9,018,370,839	68.37	8,769,789,841	68.55
繰 入 金	一般会計	856,196,490	6.49	835,545,583	6.53
	基 金	366,435,000	2.78	190,000,000	1.49
	計	1,222,631,490	9.27	1,025,545,583	8.02
	繰 越 金	172,078,867	1.30	293,623,665	2.30
	連合会支出金	0	0.00	0	0.00
	その他の収入	76,091,317	0.58	70,460,839	0.55
	合 計	13,189,843,748	100.00	12,793,001,252	100.00

歳入 科目	年度	7	
		決 算 額	構成比 %
保 険	一般被保険者分	2,757,903,679	21.81
税 収	退職被保険者分	0	0.00
	計	2,757,903,679	21.81
国 庫 支 出 金	災害臨時特例補助金	48,000	0.00
	特定健康診査補助金	0	0.00
	社会保険・税番号制度 システム整備費補助金	43,000	0.00
	子ども子育て支援事業費補助金	16,370,000	0.13
	計	16,461,000	0.13
	普通交付金	8,347,642,647	66.02
	特別交付金	204,149,881	1.61
	保険者努力支援分	33,539,000	0.27
	特別調整交付金分	26,544,000	0.21
	都道府県繰入金2号分	118,486,881	0.94
	特定健康診査等負担金	25,580,000	0.20
	財政安定化基金交付金	0	0.00
	その他	0	0.00
	計	8,551,792,528	67.64
繰 入 金	一般会計	865,555,327	6.85
	基 金	100,000,000	0.79
	計	965,555,327	7.64
	繰 越 金	274,381,406	2.17
	連合会支出金	0	0.00
	その他の収入	77,472,003	0.61
	合 計	12,643,565,943	100.00

科目	年度		3		4		5		6		7	
	決 算 額	構成比 %	決 算 額	構成比 %	決 算 額	構成比 %	決 算 額	構成比 %	決 算 額	構成比 %	決 算 額	構成比 %
総 務 費	153,438,867	1.13	145,819,785	1.09	146,784,828	1.14	163,095,531	1.30	168,391,504	1.38		
療養給付費	7,891,994,221	57.94	7,687,087,677	57.69	7,560,615,065	58.63	7,331,420,472	58.56	7,131,959,297	58.29		
療 養 費	54,075,816	0.40	51,752,914	0.39	52,977,180	0.41	49,633,762	0.40	48,396,434	0.40		
小 社	7,946,070,037	58.33	7,738,840,591	58.08	7,613,592,245	59.04	7,381,054,234	58.96	7,180,355,731	58.68		
高額療養費	1,193,534,864	8.76	1,138,209,026	8.54	1,161,023,933	9.00	1,151,740,884	9.20	1,139,498,893	9.31		
高額介護合算	846,666	0.01	1,375,513	0.01	1,086,777	0.01	803,052	0.01	1,409,476	0.01		
移 送 費	0	0.00	14,240	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
出産育児一時金	31,774,838	0.23	20,329,305	0.15	27,533,744	0.21	26,393,172	0.21	20,169,823	0.16		
葬 祭 費	10,250,000	0.08	11,450,000	0.09	10,650,000	0.08	9,200,000	0.07	7,950,000	0.06		
そ の 他	135,069	0.00	1,663,364	0.01	239,921	0.00	0	0.00	0	0.00		
計	9,182,611,474	67.41	8,911,882,039	66.88	8,814,126,620	68.35	8,569,191,342	68.45	8,349,383,923	68.24		
審査支払手数料	36,890,836	0.27	40,937,454	0.31	39,386,295	0.31	41,599,275	0.33	39,115,073	0.32		
計	9,219,502,310	67.68	8,952,819,493	67.19	8,853,512,915	68.65	8,610,790,617	68.78	8,388,498,996	68.56		
医療給付費分	2,612,754,280	19.18	2,595,787,942	19.48	2,395,457,043	18.57	2,226,067,984	17.78	2,300,458,990	18.80		
後期高齢者支援金等分	873,276,660	6.41	870,095,146	6.53	946,596,860	7.34	901,223,414	7.20	870,135,135	7.11		
介護納付金	319,984,920	2.35	315,834,576	2.37	327,073,261	2.54	303,098,017	2.42	289,397,707	2.37		
計	3,806,015,860	27.94	3,781,717,664	28.38	3,669,127,164	28.45	3,430,389,415	27.40	3,459,991,832	28.28		
共同事業拠出金	244	0.00	276	0.00	527	0.00	0	0.00	0	0.00		
保健事業費	110,969,386	0.81	110,026,517	0.83	115,192,503	0.89	107,247,229	0.86	106,831,898	0.87		
基金積立金	243,767,000	1.79	284,929,000	2.14	72,189,000	0.56	155,595,000	1.24	45,300,000	0.37		
公 債 費	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
その他の支出	87,855,813	0.64	48,908,486	0.37	39,413,146	0.31	51,502,054	0.41	66,581,723	0.54		
予 備 費	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
(前年度対比)	102.39	100.00	97.82	100.00	96.79	100.00	93.95	100.00	94.88	100.00		
合 計	13,621,549,480		13,324,221,221		12,896,220,083		12,518,619,846		12,235,595,953			
収支差引額	386,292,542		172,078,867		293,623,665		671,223,902		407,969,990			

20 特定健診・特定保健指導事業

1 概要

4月末に受診券を発送

実施場所

- ・個別健診 富士宮市医師会加入の医療機関、富士市医師会加入の医療機関（5～12月）
- ・集団健診 保健センター・出張所・公民館等（6～11月・1月）、芝川会館（7月）、農協支店（6月）

2 特定健診

○健診別受診者数

受診者(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個別健診	5,503	5,453	5,089	4,950	4,754
集団健診	1,778	1,647	1,569	1,475	1,412
脳ドック	197	184	181	166	160
人間ドック	241	249	261	292	279
その他	9	10	14	9	2
合計	7,728	7,543	7,114	6,892	6,607
受診率	35.5%	35.6%	35.7%	36.0%	36.1%

受診率は、1年間の異動がない者が対象となるため、予測値である

○年齢別・男女別受診者数

	男性(人)	女性(人)	合計(人)
40-44歳	66	97	163
45-49歳	123	122	245
50-54歳	158	169	327
55-59歳	164	186	350
60-64歳	260	371	631
65-69歳	727	952	1,679
70-75歳	1,420	1,792	3,212
(再) 40-64歳	771	945	1,716
(再) 65-74歳	2,147	2,744	4,891
合計	2,918	3,689	6,607

○メタボリックシンドローム判定

対象者(人)	男性	女性	合計
基準該当	975	461	1,436
予備群該当	569	274	843
非該当	1,374	2,954	4,328
合計	2,918	3,689	6,607

出現率(%)	男性	女性	合計
基準該当	33.4	12.5	21.7
予備群該当	19.5	7.4	12.8
非該当	47.1	80.1	65.5

○保健指導レベル

対象者(人)	男性	女性	合計
積極的支援	124	29	153
動機づけ支援	303	176	479
(再) 40-64歳	65	43	108
(再) 65-74歳	238	133	371
情報提供	2,491	3,484	5,975
合計	2,918	3,689	6,607

出現率(%)	男性	女性	合計
積極的支援	16.1	3.1	8.9
動機づけ支援	10.4	4.8	7.2
(再) 40-64歳	8.4	4.6	6.3
(再) 65-74歳	11.1	4.8	7.6
情報提供	85.4	94.4	90.4

3 特定保健指導

実施者	積極的支援				動機づけ支援		
	対象(人)	初回実施(人)	終了(人)	実施率(%)	対象(人)	実施(人)	実施率(%)
市	135	24	13	9.6	411	128	31.1
委託	3	0	0	0.0	20	8	40.0
合計	138	24	13	9.4	431	136	31.6

2 1 国民健康保険事業状況報告（令和 7 年度事業年報）

様式 1 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A 表
（令和 7 年度）

都 道 府 県 名	静岡県
保 険 者 名	富士宮市
都道府県・保険者番号	22 - 007

事業開始年月日
昭和36年2月1日

○ 一般状況

そ の 他	出 産 育 児 葬	祭	傷 病 手 当	出 産 手 当	そ の 他
保 険 給 付	円	円	円	円	円
	500,000	50,000	0	0	0

	本 年 度 末 現 在	(再 掲) 未 就 学 児	(再 掲) 前 期 高 齢 者	(再 掲) 7 0 歳 以 上 一 般	(再 掲) 70歳以上現役並み所得者
世 帯 数	16,270				
被 保 険 者 数	23,551	417	10,698	5,740	586
退 職 被 保 険 者 等	0	0			
一 般 被 保 険 者	23,551	417	10,698	5,740	586

	年 度 平 均	(再 掲) 未 就 学 児	(再 掲) 前 期 高 齢 者	(再 掲) 7 0 歳 以 上 一 般	(再 掲) 70歳以上現役並み所得者
世 帯 数	16,596				
被 保 険 者 数	24,183	414	11,088	5,999	565
退 職 被 保 険 者 等	0	0			
一 般 被 保 険 者	24,183	414	11,088	5,999	565

	本 年 度 末 現 在	年 度 平 均
介 護 保 険 第 2 号 被 保 険 者 数	7,640	7,730
介 護 保 険 第 2 号 世 帯 数	6,570	6,644

	年 度 平 均
標 準 負 担 額 の 減 額 状 況	0

	本 年 度 末 現 在	年 度 平 均
特 定 世 帯 数	1,539	1,529
特 定 継 続 世 帯 数	205	229

	本 年 度 中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	11

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社 保 離 脱	生 保 廃 止	出 生	後期高齢者離脱	そ の 他	計
		1,377	878	3,966	61	40	0	123	5,567
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社 保 加 入	生 保 開 始	死 亡	後期高齢者加入	そ の 他	計
		996	621	3,179	93	185	1,668	315	6,436

本 年 度 末 現 在 本 事 務 職 員 数	専 任	兼 任	計	一 部 負 担 割 合	法 定 割 合	そ の 他
	16	6	22		1	0

備 考	
	作成者氏名

様式14（市町村）
国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）（市町村）
（令和 7 年度）

○ 経理状況
1. 収支状況及び資産・負債等の状況
[1] 収入状況及び支出状況

Table with 2 columns: 都道府県名 (Shizuoka Prefecture), 保険者名 (Fujinomiya City), 都道府県・保険者番号 (22-007)

Main financial statement table with columns for Income (収入) and Expenses (支出), categorized by insurance type (General, Medical, etc.) and specific items like medical fees, subsidies, and social security contributions.

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

Table showing fund balances (基金保有額) and municipal bonds (市町村債) with columns for item name and amount.

[3] 資産・負債等の状況（年度末現在）

Table showing assets (資産) and liabilities (負債) at the end of the fiscal year, including fund balances, municipal bonds, and other financial items.

備考 (Remarks) section for additional notes and the signature line (作成者氏名).

様式 1 4 （市町村） （つづき）
国民健康保険事業状況報告書（事業年報） B 表 （ 1 ） （ 続 ） （ 市町村）
（令和 7 年度）

○ 経理状況

都 道 府 県 名	静岡県
保 険 者 名	富士宮市
都 道 府 県 ・ 保 険 者 番 号	22 - 007

2. 保険料（税）収納状況（一般被保険者分）

		調 定 額	収 納 額	還付未済額（別掲）	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額	
保 險 料	(税)	円	円	円	円	円	円	
		現 年 分	2,787,796,100	2,630,843,351	4,285,900	32,900	156,919,849	0
		滞納繰越分	389,149,595	121,932,328	842,100	31,543,583	235,673,684	0
		計	3,176,945,695	2,752,775,679	5,128,000	31,576,483	392,593,533	0

3. 保険給付等支払状況

			支 払 義 務 額	支 払 済 額	徴 収 金 等	戻 入 未 済 額	未 払 額
（保 險 被 保 険 者 分）	療養給付費	計	円 7,092,842,778	円 7,131,959,297	円 15,901,219	円 23,215,300	円 0
		現年度分（再掲）	7,092,842,778	7,131,959,297	15,901,219	23,215,300	0
	療 養 費	計	48,290,369	48,396,434	106,065	0	0
		現年度分（再掲）	48,290,369	48,396,434	106,065	0	0
	高 額 療 養 費	1,135,831,697	1,139,498,893	3,667,196	0	0	
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,409,476	1,409,476	0	0	0	
	移 送 費	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 保 険 給 付 費	28,819,114	28,119,823	0	0	699,291	

4. 市町村標準保険料（税）率

医 療 給 付 費 分				後 期 高 齢 者 支 援 金 分			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円	%	%	円	円
7.23	0.00	30,265	19,803	2.91	0.00	11,825	7,737

介 護 納 付 金 分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.33	0.00	16,707	0

5. 備考

現 年 分	収 納 率		備考
	滞納繰越分	計	
	%	%	
94.37	31.33	86.65	

様式 1 4 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
（令和 7 年度）

都 道 府 県 名	静岡県
保 険 者 名	富士宮市
都道府県・保険者番号	22 - 007

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保 険 料 の 別 保 険 税	(1) 料	(2) 税	保 険 料 (税) 賦 課 方 式	(1) 4 方式	(2) 3 方式	(3) 2 方式	(4) そ の 他					保 険 料 (税) 徴 収 回 数	回 9
	0	1		0	1	0	0						
保 険 料 (税) 算 定 額	保 険 料 (税) 軽 減 額 (低所得者分)	保 険 料 (税) 軽 減 額 (未就学児分)	保 険 料 (税) 軽 減 額 (産前産後分)	災 害 等 に よ る 減 免 額	そ の 他 の 減 免 額	賦 課 限 度 額 を 超 え る 額	符 号 1 増 ・ 2 減	増 減 額	保 険 料 (税) 調 定 額				
千円 2,599,882	千円 299,519	千円 3,912	千円 683	千円 109	千円 3,188	千円 132,720	0 1	千円 308,215	千円 1,851,536				
保 険 料 (税) 算 定 額 内 訳					料 (税) 率								
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割						
千円 1,467,174	千円 0	千円 748,980	千円 383,728	%	%	円	円						
56.43 %	0.00 %	28.81 %	14.76 %	6.65	0.00	27,000	21,000						
課 税 対 象 額		課 税 対 象 世 帯 数	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数 (低所得者分)	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数 (未就学児分)	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数 (産前産後分)	災 害 等 に よ る 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦 課 限 度 額 を 超 え る 世 帯 数	課 税 対 象 被 保 険 者 数	賦 課 限 度 額			
所 得 割	資 産 割		世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	被 保 険 者 数	千円 650		
千円 22,062,866	千円 0	19,070	9,711	420	56	1	198	239	27,740				
所 算 得 割 の 礎 定 基	① 課 税 総 所 得 金 額 (基 礎 控 除)		② 課 税 総 所 得 金 額 (各 種 控 除)		③ 市 町 村 民 税 の 額 所 得 割		④ 市 町 村 民 税 額 等		⑤ そ の 他				
	0		0		0		0		0				
資 産 割 の 礎 算 定 基	① 固 定 資 産 税 額 等			② 固 定 資 産 税 の う ち 土 地 家 屋 に 係 る 部 分 の 額				③ そ の 他					
	0			0				0					

備考												
	作成者氏名											

様式 1 4 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
（令和 7 年度）

都 道 府 県 名	静岡県
保 険 者 名	富士宮市
都 道 府 県 ・ 保 険 者 番 号	22 - 007

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保 険 料 の 別 保 険 税	(1) 料	(2) 税	保 険 料 (税) 賦 課 方 式	(1) 4 方式	(2) 3 方式	(3) 2 方式	(4) そ の 他					保 険 料 (税) 徴 収 回 数	回 9
	0	1		0	1	0	0						
保 険 料 (税) 算 定 額	保 険 料 (税) 軽 減 額 (低所得者分)	保 険 料 (税) 軽 減 額 (未就学児分)	保 険 料 (税) 軽 減 額 (産前産後分)	災 害 等 に よ る 減 免 額	そ の 他 の 減 免 額	賦 課 限 度 額 を 超 え る 額	符 号 1 増 ・ 2 減	増 減 額	保 険 料 (税) 調 定 額				
千円 977,043	千円 109,537	千円 1,449	千円 258	千円 41	千円 1,174	千円 52,862	0 1	千円 117,358	千円 694,364				
保 険 料 (税) 算 定 額 内 訳					料 (税) 率								
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割						
千円 562,597	千円 0	千円 277,400	千円 137,046	%	%	円	円						
57.58 %	0.00 %	28.39 %	14.03 %	2.55	0.00	10,000	7,500						
課 税 対 象 額		課 税 対 象 世 帯 数	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数 (低所得者分)	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数 (未就学児分)	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数 (産前産後分)	災 害 等 に よ る 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦 課 限 度 額 を 超 え る 世 帯 数	課 税 対 象 被 保 険 者 数	賦 課 限 度 額			
所 得 割	資 産 割		9,711 <th>420</th> <th>56</th> <th>1</th> <th>198</th> <th>264</th> <th>27,740</th> <th>千円 240</th> <th colspan="2"></th>	420	56	1	198	264	27,740	千円 240			
千円 22,062,866	千円 0	19,070											
所 算 得 割 の 礎 定 基	① 課 税 総 所 得 金 額 (基 礎 控 除)		② 課 税 総 所 得 金 額 (各 種 控 除)		③ 市 町 村 民 税 の 額 所 得 割		④ 市 町 村 民 税 額 等		⑤ そ の 他				
	0		0		0		0		0				
資 産 割 の 礎 算 定 基	① 固 定 資 産 税 額 等			② 固 定 資 産 税 の う ち 土 地 家 屋 に 係 る 部 分 の 額				③ そ の 他					
	0			0				0					

備考												
												作成者氏名

様式 1 4 - 4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）
（令和 7 年度）

都 道 府 県 名	静岡県
保 険 者 名	富士宮市
都 道 府 県 ・ 保 険 者 番 号	22 - 007

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保 険 料 の 別 保 険 税	(1) 料	(2) 税	保 険 料 (税) 賦 課 方 式	(1) 4 方式	(2) 3 方式	(3) 2 方式	(4) そ の 他					保 険 料 (税) 徴 収 回 数	回 9
	0	1		0	1	0	0						
保 険 料 (税) 算 定 額	保 険 料 (税) 軽 減 額 (低所得者分)	保 険 料 (税) 軽 減 額 (未就学児分)	保 険 料 (税) 軽 減 額 (産前産後分)	災 害 等 に よ る 減 免 額	そ の 他 の 減 免 額	賦 課 限 度 額 を 超 え る 額	符 号 1増・2減	増 減 額	保 険 料 (税) 調 定 額				
千円 356,342	千円 34,128	千円 0	千円 26	千円 0	千円 109	千円 32,392	0 1	千円 47,791	千円 241,896				
保 険 料 (税) 算 定 額 内 訳					料 (税) 率								
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割						
千円 219,437	千円 0	千円 136,905	千円 0	%	%	円	円						
61.58 %	0.00 %	38.42 %	0.00 %	2.20	0.00	15,000	0						
課 税 対 象 額		課 税 対 象 世 帯 数	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数 (低所得者分)	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数 (未就学児分)	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数 (産前産後分)	災 害 等 に よ る 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦 課 限 度 額 を 超 え る 世 帯 数	課 税 対 象 被 保 険 者 数	賦 課 限 度 額			
所 得 割	資 産 割		0	0	0	5	0	17	212	9,127	千円 170		
所 算 得 割 の 礎 定 基	① 課 税 総 所 得 金 額 (基 礎 控 除)		② 課 税 総 所 得 金 額 (各 種 控 除)		③ 市 町 村 民 税 の 額 所 得 割		④ 市 町 村 民 税 額 等		⑤ そ の 他				
	0		0		0		0		0				
資 産 割 の 礎 算 定 基	① 固 定 資 産 税 額 等			② 固 定 資 産 税 の う ち 土 地 家 屋 に 係 る 部 分 の 額			③ そ の 他						
	0			0			0						

備考												
	作成者氏名											

様式 1 5 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）

（令和 7 年度）

都 道 府 県 名	静岡県
保 険 者 名	富士宮市
都道府県・保険者番号	22 - 007

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

（1）全体

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療 養 の 給 付 等	389,992	9,674,635,588	7,092,643,738	2,463,118,185	118,873,665
食事療養・生活療養(再掲)	5,278	185,062,561	101,549,943	83,460,438	52,180
療 養 費 等	11		199,040	-199,040	0
診 療 費	71	7,072,076	5,153,370	1,918,706	0
補 装 具	221	10,095,639	7,421,299	2,674,340	0
柔 道 整 復 師	6,888	44,037,681	32,207,435	11,830,246	0
アンマ・マッサージ	115	4,351,200	3,118,544	1,232,656	0
ハリ・キュウ	30	406,450	285,743	120,707	0
そ の 他	3	148,540	103,978	44,562	0
小 計	7,328	66,111,586	48,290,369	17,821,217	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移 送 費	0	0	0	0	0
計	397,331	9,740,747,174	7,141,133,147	2,480,740,362	118,873,665

（2）前期高齢者分再掲

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療 養 の 給 付 等	238,034	5,735,673,599	4,338,618,847	1,360,878,113	36,176,639
食事療養・生活療養(再掲)	2,799	86,393,952	43,016,524	43,377,428	0
療 養 費 等	1		33,380	-33,380	0
診 療 費	4,058	36,781,869	27,772,746	9,007,161	1,962
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移 送 費	0	0	0	0	0
計	242,093	5,772,455,468	4,366,424,973	1,369,851,894	36,178,601

（3）70歳以上一般分再掲

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療 養 の 給 付 等	136,795	3,464,701,105	2,756,185,929	698,940,326	9,574,850
食事療養・生活療養(再掲)	1,728	54,227,048	27,819,868	26,407,180	0
療 養 費 等	0		0	0	0
診 療 費	2,087	20,319,092	16,257,480	4,061,612	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移 送 費	0	0	0	0	0
計	138,882	3,485,020,197	2,772,443,409	703,001,938	9,574,850

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療 養 の 給 付 等	12,439	263,677,821	183,670,489	76,216,280	3,791,052
食事療養・生活療養(再掲)	116	2,303,001	708,141	1,594,860	0
療 養 費 等	0		0	0	0
診 療 費	198	2,076,029	1,440,011	636,018	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移 送 費	0	0	0	0	0
計	12,637	265,753,850	185,110,500	76,852,298	3,791,052

（5）未就学児分再掲

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療 養 の 給 付 等	5,716	73,360,250	58,423,392	14,715,174	221,684
食事療養(再掲)	57	499,760	135,000	320,390	44,370
療 養 費 等	0		0	0	0
診 療 費	18	438,719	352,808	85,911	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移 送 費	0	0	0	0	0
計	5,734	73,798,969	58,776,200	14,801,085	221,684

備 考	
作成者氏名	

様式 15 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（令和 7 年度）

都 道 府 県 名	静岡県
保 険 者 名	富士宮市
都道府県・保険者番号	22 - 007

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分				他法併用分	合 計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	そ の 他	多数該当分	長期疾病分	入 院 分	そ の 他			
総 数	件 数	759	4,987	2,221	2,015	2,773	2,948	1,226	16,929	10,700
	高額療養費（円）	18,572,334	40,279,136	210,115,641	180,509,925	436,662,967	101,484,206	148,207,488	1,135,831,697	1,054,051,390
（再掲） 前 期 高 齢 者 分	件 数	433	4,815	722	924	1,871	2,672	660	12,097	
	高額療養費（円）	7,626,999	32,962,265	70,351,666	74,365,915	280,032,595	84,490,592	65,175,938	615,005,970	
（再掲） 70歳以上 一 般 分	件 数	247	4,656	160	644	1,243	2,492	414	9,856	
	高額療養費（円）	2,821,620	27,962,317	14,258,397	49,409,592	149,380,182	72,295,827	25,119,318	341,247,253	
（再掲） 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	29	60	28	32	70	13	17	249	
	高額療養費（円）	659,161	1,125,737	3,322,802	2,319,352	12,641,142	1,833,555	735,492	22,637,241	
（再掲） 未就学児分	件 数	1	8	4	0	29	1	0	43	
	高額療養費（円）	31,188	530,405	152,396	0	2,576,650	37,750	0	3,328,389	
長期高額特定疾病該当者数								95 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数（件）	58
給 付 額（円）	1,409,476

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬 祭 給 付	傷 病 手 当 金	出 産 手 当 金	その他任意給付	計
件 数（件）	41	159	0	0	0	200
給 付 額（円）	20,500,000	7,950,000	0	0	0	28,450,000

備 考	
作成者氏名	

様式 15 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）
（令和 7 年度）

都 道 府 県 名	静岡県
保 険 者 名	富士宮市
都 道 府 県 ・ 保 険 者 番 号	22 - 007

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	件数	日数	費用額
診 療 費	件	日	円
入 院	5,525	97,018	3,467,257,447
入 院 外	212,345	301,635	3,943,558,084
歯 科	50,165	82,631	628,115,168
小 計	268,035	481,284	8,038,930,699
調 剤	121,080	(136,279 枚)	1,338,057,038
食事療養・生活療養	(5,278)	(262,507 回)	185,062,561
訪 問 看 護	877	7,857	112,585,290
合 計	389,992	489,141	9,674,635,588

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	日数	費用額
診 療 費	件	日	円
入 院	2,916	45,555	2,032,517,342
入 院 外	131,117	183,581	2,368,458,090
歯 科	28,777	48,504	361,081,648
小 計	162,810	277,640	4,762,057,080
調 剤	74,938	(83,299 枚)	825,644,517
食事療養・生活療養	(2,799)	(119,655 回)	86,393,952
訪 問 看 護	286	3,770	61,578,050
合 計	238,034	281,410	5,735,673,599

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	日数	費用額
診 療 費	件	日	円
入 院	1,792	29,264	1,271,254,770
入 院 外	75,651	109,797	1,414,403,301
歯 科	15,849	26,690	198,230,248
小 計	93,292	165,751	2,883,888,319
調 剤	43,335	(48,279 枚)	492,411,708
食事療養・生活療養	(1,728)	(75,042 回)	54,227,048
訪 問 看 護	168	2,118	34,174,030
合 計	136,795	167,869	3,464,701,105

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	日数	費用額
診 療 費	件	日	円
入 院	122	1,299	86,099,830
入 院 外	7,034	9,717	118,024,280
歯 科	1,445	2,345	17,202,230
小 計	8,601	13,361	221,326,340
調 剤	3,834	(4,238 枚)	38,420,160
食事療養・生活療養	(116)	(3,047 回)	2,303,001
訪 問 看 護	4	84	1,628,320
合 計	12,439	13,445	263,677,821

(5) 未就学児分再掲

	件数	日数	費用額
診 療 費	件	日	円
入 院	77	366	28,713,110
入 院 外	3,396	4,413	30,167,800
歯 科	460	617	4,897,850
小 計	3,933	5,396	63,778,760
調 剤	1,765	(2,214 枚)	7,764,920
食事療養・生活療養	(57)	(723 回)	499,760
訪 問 看 護	18	101	1,316,810
合 計	5,716	5,497	73,360,250

備考	
作成者氏名	

富士宮市の国民健康保険

令和8年10月

発行者 市民部保険年金課